

平成 25 年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	会計管理部	1～4
2	総務局	5～6
3	環境県民局	6～9
4	健康福祉局	10～13
5	商工労働局	13～15
6	農林水産局	16～18
7	土木局	19～23

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
8	西部総務事務所	総務局	23～24
9	北部総務事務所		25
10	西部県税事務所		25～26
11	東京事務所		27～28
12	県立総合技術研究所農業技術センター		28～29
13	西部農林水産事務所	環境県民局	30
14	東部厚生環境事務所・東部保健所	健康福祉局	30～33
15	北部厚生環境事務所・北部保健所		33～34
16	北部こども家庭センター		34～35
17	県立三次看護専門学校		36～38
18	西部農林水産事務所	農林水産局	38
19	西部農業技術指導所		38～39
20	東部建設事務所	土木局	39～40
21	北部建設事務所		40～41
22	広島港湾振興事務所		42～44

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
23	公益財団法人ひろしま国際センター	地域政策局	44～45
24	学校法人法輪学園	環境県民局	45
25	社会福祉法人広島県福祉事業団	健康福祉局	46～48
26	社会福祉法人平成会		48～49
27	社会福祉法人芸北福祉会		49～50
28	公益財団法人ひろしま産業振興機構	商工労働局	50～51
29	広島県住宅供給公社	土木局	51
30	株式会社ひろしま港湾管理センター		52～53

2 企業局

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	企業局	54～56

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	広島水道事務所	56～57
3	水質管理センター	57～58

3 病院事業局

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	病院事業局	59

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立広島病院	60～61

4 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	62～66

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	福山少年自然の家	67
3	県立呉三津田高等学校	67～68
4	県立可部高等学校	69
5	県立加計高等学校	70
6	県立竹原高等学校	71
7	県立忠海高等学校	72
8	県立御調高等学校	73
9	県立油木高等学校	74～75
10	県立廿日市西高等学校	76～77
11	県立東高等学校	77～81
12	県立庄原実業高等学校	81～82
13	県立戸手高等学校	82～85
14	県立因島高等学校	85～86
15	県立芦品まなび学園高等学校	86
16	県立廿日市特別支援学校	87～88

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	ページ
17	広島県高等学校体育連盟	88

5 公安委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	警察本部	89～91

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	広島南警察署	91～92
3	東広島警察署	92

## 【知事】

### 1 会計管理部（監査年月日：平成 25 年 8 月 1 日）

#### 監 査 結 果 (指摘事項)

##### 【ア 諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）について】

扶養手当などの諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）において、他団体に派遣されている職員など総務事務システムを利用することができない職員については、各手当の認定要領に定められた「現況調」を提出させ、認定権者である共通業務担当監がその現況を確認しなければならないが、当該事務処理は認定権者の決裁を得ることなく、各担当者による確認にとどまっていた。適正な事務処理に努められたい。（総務事務課）

対象	扶養親族の所得現況調、住居手当現況調及び通勤手当現況調（平成 24 年度）
根拠	職員の給与の支給に関する規則第 16 条第 5 項及び扶養手当認定要領第 7 職員の住居手当の支給に関する規則第 9 条及び住居手当認定要領第 6 職員の通勤手当に関する規則第 12 条及び通勤手当認定要領第 8 広島県決裁規程第 8 条第 7 項

#### 措 置 の 内 容

##### 【原因】

総務事務システムを利用することができない職員については「現況調」を提出させているが、現況確認の事務処理手順を十分徹底しておらず、チェック体制が機能していなかった。

##### 【措置内容】

現況確認対象者リスト（該当者124名）を作成し、添付書類の有無等について再確認し、認定権者（共通業務担当監）の決裁を受けた。その結果、戻入等の事務処理の必要な事案はなかった。

適正な事務処理を行うため、事務処理手順を明確に定め、ミーティング等の機会を活用し、現況確認の意義・重要性について再確認している。

#### 監 査 結 果 (指摘事項)

##### 【イ 有料道路利用者の通勤手当の認定に係る事後の確認（現況確認）について】

有料道路利用者の通勤手当に関して、次のとおり、事後の確認（現況確認）を行っていないものや認定替え及び戻入の事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（総務事務課）

- (ア) 有料道路を利用した日数が通勤日数の2分の1以上あることを毎月確認すべきところ、有料道路の利用明細書が未提出で通勤実態が不明となっている月があつたにもかかわらず、その後の対応を怠っていた。

対象	土木局職員（1人）に係る平成 24 年 6 月通勤手当
根拠	通勤手当認定要領第 8 通勤手当認定要領の取扱いの変更について （平成 17 年 10 月 7 日各幹事室長等宛て人事室長）

#### 措 置 の 内 容

##### 【原因】

有料道路利用の認定を受けている職員は、利用実績月の翌月 15 日までに利用明細書を提出することになっており、未提出者に対しては、総務事務課から利用明細書の提出を督促し、利用実績を確認することになっているが、事務処理手順を十分徹底しておらず、チェック体制が機能していなかった。

**【措置内容】**

本事案の有料道路利用職員に対して、利用明細書の提出を求め、2分の1以上の利用実績を確認した。適正な事務処理を行うため、ミーティング等の機会を活用し、現況確認の意義・重要性や事務処理手順について再確認している。

**監査結果(指摘事項)**

(イ) 職員から提出された有料道路の利用明細書から、その月は通勤日数の2分の1以上有料道路を利用していないことが判明したが、正当な理由がないにもかかわらず、2分の1以上の要件を満たすものとして取り扱っていた。また、その対応についての検討結果を整理した記録も残されていないかった。

対象	病院事業局職員（1人）に係る平成24年6月通勤手当
根拠	広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第1項 通勤手当認定要領第8 通勤手当認定要領の取扱いの変更について (平成17年10月7日各幹事室長等宛て人事室長)

**措置の内容****【原因】**

○有料道路を利用した日数が通勤日数の2分の1未満となる病院事業局職員の取扱いについて、制度所管課の県立病院課から総務事務課に対して「当直勤務のある職員に対して、休日にかかる当直日の高速道路利用の取扱い説明を十分していなかったため、初回である6月分に限り取扱いの特例を認める」との連絡があったため、総務事務課の担当者は制度所管課（県立病院課）の見解に基づき、正当な理由があるものとして処理した。

一方、取扱いの特例を認める場合は、その旨を制度所管課から依頼文等として提出を求め、認定権者（共通業務担当監）が認定（現況確認）することとしていたが、そのことを担当者に十分周知徹底していなかったため、本事案についてはそうした記録が残されていないかった。

**【措置内容】**

○本事案について、監査後、改めて県立病院課と協議し、平成26年1月7日付けで県立病院課長名の通知文が提出された。

○適正な事務処理を行うため、ミーティング等の機会を活用し、現況確認の事務処理手順等を再確認している。

**監査結果(意見)****【ア 事後の確認（現況確認）に係る事務処理の適正化について】**

諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）は、現に手当の支給を受けている職員が支給対象要件を具備しているかどうかを確認する重要な行為であり、県の規則及び各手当の認定要領にその実施が定められているが、次のとおり、実施結果の把握や文書の管理などが十分に行われておらず、また、適正に事務処理が行われたかどうかについての検証も困難な状況にあった。

今後の事務処理に当たっては、当該業務の重要性を再認識の上、実施した業務の説明責任が果たせるよう、具体的な事務処理の方法などを明確に定め、適正な事務執行に努める必要がある。（総務事務課）

(ア) 平成24年度に行われた事後の確認（現況確認）について、必要な届出がなされず現況が確認されなかった職員の状況などが記録管理されていないかった。

また、平成25年6月の事後の確認（現況確認）においては、督促を行っているものの、職員の回答期限から4か月以上が経過した11月7日時点で、12人が確認されないままとなっていた。

### 措 置 の 内 容

○平成 24 年 4 月以降の現況確認について再確認し、認定権者（共通業務担当監）の決裁を受けた。

■平成 24 年 6 月の現況対象件数

通勤手当 (有料道路, 新幹 線等を除く)	通勤手当 (有料道 路)	通勤手当 (新 幹 線 等)	住居手当	扶養手当	単身赴 任手当	児童手当
4,045 件	383 件	294 件	3,055 件	2,715 件	54 件	1,700 件

■平成 25 年 6 月の現況対象件数

通勤手当 (有料道路, 新幹 線等を除く)	通勤手当 (有料道 路)	通勤手当 (新 幹 線 等)	住居手当	扶養手当	単身赴 任手当	児童手当
4,619 件	352 件	296 件	1,333 件	3,093 件	47 件	1,641 件

○再確認の結果、通勤手当について平成 24 年 4 月の有料道路利用の 1 / 2 要件判定で 1 / 2 利用に満たない事案が 1 件、扶養手当について平成 25 年 6 月現況で不安定収入限度額超過となる事案が 1 件、それぞれ新たに判明したため、認定替えや戻入手続きをとった。

○また、適正な事務処理を行うため、ミーティング等の機会を活用し、現況確認の意義・重要性や事務処理手順について再確認している。

○平成 24 年 6 月現況の再確認では、現況確認対象者リストを作成し、届出状況を整理した。

○また、監査で指摘された現況確認の未回答 12 人について、現況確認した結果、戻入等の事務処理の必要な事案はなかった。

### 監 査 結 果 (意 見)

(イ) 職員が提出すべき証明書類の提出の有無やその受理日が不明確となっているものや、個人情報を含む書類ケースが本来保管すべき場所に保管されていないものがあつた。

### 措 置 の 内 容

○現況対象者ごとに提出しなければならない書類の状況を整理した。

○文書の収受・保管については、ミーティング等の機会を活用し、文書収受印の押印や指定場所への保管を徹底している。

### 監 査 結 果 (意 見)

(ウ) 扶養親族に係る「不安定収入者の収入管理表」や「通勤手当（有料道路利用）の 1/2 要件判定表」に記載誤りや添付資料との不一致が見受けられた。

### 措 置 の 内 容

○「不安定収入者の収入管理表」と「通勤手当（有料道路利用）の 1/2 要件判定表」を再度確認し、記載誤りや転記漏れを修正した。確認の結果、「通勤手当（有料道路利用）の 1/2 要件判定表」に係る事案（1 件）について戻入手続きをとった。

### 監 査 結 果 (意 見)

#### 【イ 諸手当の認定事務等に係るチェック体制の整備について】

諸手当の認定については、担当者やグループリーダーの内容確認を経て共通業務担当監による決裁が行われているが、事後の確認（現況確認）については、各担当者のみが個々に内容確認を行っており、担当者以外の者によるチェックが十分に行われていない状況にあった。

また、届出の受理から審査、認定・確認、書類の編綴・保管に至る事務処理が組織内で標準化されていなかった。

今後は、事務処理マニュアルを整備するとともに、内部統制機能の強化に努める必要がある。（総務事務課）

### 措 置 の 内 容

○平成24年4月以降の現況確認について再確認し、認定権者（共通業務担当監）の決裁を受けた。再確認の結果、通勤手当について平成24年4月の有料道路利用の1/2要件判定で1/2利用に満たない事案が1件、扶養手当について平成25年6月現況で不安定収入限度額超過となる事案が1件、それぞれ新たに判明したため、認定替えや戻入手続きをとった。

○給与実務の全貌を体系的に網羅した『給与実務ハンドブック（平成14年11月初版）』を認定事務の基本マニュアルとして使用し、手当別の事務処理マニュアルとして次のものを使用している。また、事務処理マニュアルについては、逐次、ブラッシュアップしている。

認定事務	通勤手当
	住居手当
	扶養手当
	単身赴任手当
	児童手当（※）
現況確認	通勤手当（有料道路、新幹線等を除く）
	通勤手当（有料道路）
	通勤手当（新幹線等）
	住居手当（※）
	扶養手当（※）
	単身赴任手当（※）
	児童手当（※）

※監査後に新規作成したもの

○現在の総務事務システムにおける、現況確認については、GLの決裁を受ける仕組みになっていないが、システム改修を含め、GL決裁を受ける方法で、現況確認を行うこととする。

### 監 査 結 果 (意 見)

#### 【ウ 諸手当の認定事務等に係る外部委託の拡大について】

諸手当の認定事務等については、現在、通勤手当及び住居手当の認定に係る事務の一部並びに通勤手当に係る事後の確認（現況確認）の事務の一部を外部委託している。

事務処理の効率化等を推進する観点から、上記イで述べた事務処理マニュアルの整備に併せて、住居手当に係る事後の確認（現況確認）をはじめとするその他の事務処理についても外部委託することができないか、検討を進める必要がある。（総務事務課）

### 措 置 の 内 容

○平成26年6月から、単身赴任手当の認定に係る審査事務、住居手当・単身赴任手当の現況確認事務、給与明細書の出力・送付事務等を新たに外部委託した。

○今後も、外部委託の活用など事務の効率化に取り組んでいく。

2 総務局（監査年月日：平成 25 年 8 月 8 日）

<b>監査結果(指摘事項)</b>		
<p><b>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】</b>                      次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。引き続き徴収の促進に努められたい。</p>		
区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
総合技術研究所研究開発費（外部資金） (研究開発課)	1 人      838,000 円	—                      —
<b>措置の内容</b>		
<p>相手方に対して支払いを命じる判決があり、この判決を受け、電話及び訪問等により相手方の状況を確認しつつ支払いを要求した。しかし、納入されなかったため、平成 26 年 2 月 17 日付けで東京地方裁判所に差押を申し立て、債権の一部を回収した。残りの債権については、他に差押え可能な債権が乏しいことから、電話等で連絡する相手方の経営状況を電話等で確認している。</p>		

<b>監査結果(指摘事項)</b>	
<p><b>【イ 委託契約における履行確認等について】</b>                      次の委託契約における履行確認等について、不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（広報課）                      (ア) マスコミ関係者を集め県の観光スポットを紹介する事業（プレスツアー）を行っているが、同行した県職員の飲食及び宿泊に係る経費について、委託業務の対象経費として支出されていた。（なお、県職員の旅費から宿泊料等は除算されていた。）</p>	
<b>措置の内容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      県が委託している事務・事業の一環として行われるものであり、県職員分も含まれるものと誤認識していたため。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      委託業者に対し、実績報告書の修正を依頼し、委託料の返還等の必要な精算処理を行った。                      誤払金 48,522 円（飲食及び宿泊費）を受託業者に返納させるとともに、職員の旅費の不足分 35,400 円（宿泊費 11,800 円×3 名分）を精算した。</p>	

<b>監査結果(指摘事項)</b>	
<p>(イ) 契約で定めた固定費部分と支出の実績額に応じて金額が変動する変動費部分の合計額で委託料を支払うことになっているが、見積書上、固定費部分に積算されていた受託者のプレスツアー運営補助費について、その一部が、実績報告書では変動費部分にも計上されていた。</p>	
契約名	広島県首都圏等広報活動サポート業務(平成 24 年度)



**措 置 の 内 容**

**【原因】**

変動費部分（取材実費等）として計上すべき経費について、仕様書で明確にしていなかった。

**【措置内容】**

取材実費等として計上すべき経費として、「プレスツアーに参加した記者等の旅費及び宿泊費等の経費並びに運営補助を行う受託者の旅費（広島への往復交通費を除く）及び宿泊費等の経費」であることを仕様書に明記した。（平成 25 年度の契約を変更）

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ウ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約（3件）において、特記仕様書に定める受託者から提出を受けるべき県との打合せ結果の記録について、提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。（広報課）

契約名	広島県首都圏等広報活動サポート業務(平成 24 年度)
	広島県テレビ広報番組制作等業務委託（平成 25 年度）
	広報制作物に関するアドバイス等業務委託（平成 25 年度）

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

業務の遂行にあたり、その都度資料の提出を受けており、打合せ記録としては残していなかった。

**【措置内容】**

受託者から打合せ記録を提出してもらい保管している。

**3 環境県民局（監査年月日：平成 25 年 7 月 22 日）**

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 23 年度決算額]
大学使用料〔授業料、施設費〕（学事課）	2 人      1,641,607 円	2 人      1,641,607 円
雑収入〔大気汚染常時監視自動計測器の 談合に係る和解金〕（環境保全課）	1 人      357,210 円	—

（注）大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

## 措置の内容

### 【大学使用料〔授業料、施設費〕について】

区分	未納額 (平成26年8月末現在)	全額納入額 (平成26年8月末現在)	部分納入額 (平成26年8月末現在)	不納欠損処分額 (平成26年8月末現在)
大学使用料〔授業料、施設費〕 (学事課)	1人 843,900円	0人 0円	0人 0円	1人 797,707円

#### ・大学使用料〔授業料、施設費〕

長期未納者については、法的措置を講じているが、債務者本人が所在不明のため、債権回収に至っていない。

今後も引き続き、電話連絡及び訪問により滞納の解消に努める。

### 【雑収入〔大気汚染常時監視自動計測器の談合に係る和解金〕について】

区分	和解額(収入未済額) 平成25年1月7日	収入未済額 平成25年3月末現在	収入未済額 平成26年3月末現在	収入未済額 平成26年9月末現在
雑収入〔大気汚染常時監視自動計測器の談合に係る和解金〕 (環境保全課)	396,900円	357,210円	317,520円	317,520円

#### ・雑収入〔大気汚染常時監視自動計測器の談合に係る和解金〕

平成25年1月7日に機器メーカーと和解契約を締結し、和解額について、県が交換部品等を同メーカーに発注の際、県が支払う代金の一部に和解額の一部を充当して支払うことができるとしており、これまでにこの定めに基づき、年度毎に債権の回収を進めている。

今後も引き続き、和解契約の内容に沿って債権の回収に努める。

## 監査結果(指摘事項)

### 【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約における事務処理について、不適正な事務処理が見受けられた。改めて精算額の確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。(文化芸術課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業ひろしま平和発信コンサート・リレーコンサート 業務委託(平成24年度)
-----	--

(ア) 予定価格調書の予定価格は、設計価格等により決定すべきところ、誤って1桁低い価格を記載していた。また、その後の契約締結伺において、この誤りに気付かず契約を締結していた。

## 措置の内容

### 【原因】

契約、支出事務へのチェックが不十分であった。

### 【措置内容】

不備のあった実績報告については改めて内容を精査し、精算額の確認を行った。今後は契約、支出に係る決裁、審査の過程でのチェックを徹底する。

#### ■実績報告書の精査・確認

- H25.12.5 平成25年度定例監査の結果報告
- H25.12.9 受託業者に対し支出経費の再精査を依頼
- H25.12.20 受託業者事務所において、修正後の実績報告書と支出証拠書類等の現物確認を実施
- H26.1.16 受託業者から実績報告書が再提出

<b>監査結果(指摘事項)</b>
(イ) 実績報告書に添付すべき支出関係書類が不十分なまま、額を確定し、支出をしていた。 また、実績報告書に記載されていた各費目の金額について、受託業者において保管されていた支出証拠書類により確認できないものがあった。
<b>措置の内容</b>
<p><b>【原因】</b> 契約、支出事務へのチェックが不十分であった。</p> <p><b>【措置内容】</b> 不備のあった実績報告については改めて内容を精査し、精算額の確認を行った。今後は契約、支出に係る決裁、審査の過程でのチェックを徹底する。</p> <p>■実績報告書の精査・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○H25. 12. 5 平成25年度定例監査の結果報告</li> <li>○H25. 12. 9 受託業者に対し支出経費の再精査を依頼</li> <li>○H25. 12. 20 受託業者事務所において、修正後の実績報告書と支出証拠書類等の現物確認を実施</li> <li>○H26. 1. 16 受託業者から実績報告書が再提出</li> </ul>

<b>監査結果(指摘事項)</b>
(ウ) 契約書に添付された事務処理要領では、事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は2分の1以上を遵守することが定められているが、新規雇用の人件費として対象外となるものが含まれており、結果的に事業費の2分の1を下回っていた。
<b>措置の内容</b>
<p><b>【原因】</b> 契約、支出事務へのチェックが不十分であった。</p> <p><b>【措置内容】</b> 不備のあった実績報告については改めて内容を精査し、精算額の確認を行った。今後は契約、支出に係る決裁、審査の過程でのチェックを徹底する。</p> <p>■実績報告書の精査・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○H25. 12. 5 平成25年度定例監査の結果報告</li> <li>○H25. 12. 9 受託業者に対し支出経費の再精査を依頼</li> <li>○H25. 12. 20 受託業者事務所において、修正後の実績報告書と支出証拠書類等の現物確認を実施</li> <li>○H26. 1. 16 受託業者から実績報告書が再提出</li> </ul>

<b>監査結果(指摘事項)</b>
(エ) 契約書に添付された仕様書において業務委託の対象としないことが定められた経費が計上されていた。
<b>措置の内容</b>
<p><b>【原因】</b> 契約、支出事務へのチェックが不十分であった。</p>

**【措置内容】**

不備のあった実績報告については改めて内容を精査し、精算額の確認を行った。今後は契約、支出に係る決裁、審査の過程でのチェックを徹底する。

**■実績報告書の精査・確認**

- H25.12.5 平成25年度定例監査の結果報告
- H25.12.9 受託業者に対し支出経費の再精査を依頼
- H25.12.20 受託業者事務所において、修正後の実績報告書と支出証拠書類等の現物確認を実施
- H26.1.16 受託業者から実績報告書が再提出

**監 査 結 果 ( 意 見 )****【資金前渡の精算残金の戻入について】**

平成24年度の常時の資金前渡については、最終月の精算は平成25年3月29日に行っているが、精算残金の戻入を同年5月31日に行っている。最終月の精算が済んだ残金111,510円については、精算後は使用することのない現金であり、速やかに戻入する必要がある。(環境県民総務課)

**措 置 の 内 容**

関係法規等を再確認するなど、適切処理について徹底した。  
なお、平成25年度の常時の資金前渡については、平成26年4月15日に戻入した。

4 健康福祉局（監査年月日：平成25年8月7日）

監査結果（指摘事項）

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成24年度決算額]		参 考 [平成23年度決算額]	
1	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金（子ども家庭課）	38人	7,154,636円	39人	7,933,516円
2	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金（被爆者支援課）	3人	1,164,280円	3人	1,795,980円
3	看護師等修学資金貸付金償還金（医務課）	1人	39,000円	2人	178,800円
4	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入（地域福祉課）	4人	2,534,625円	4人	2,551,625円
5	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉課）	18人	12,068,074円	19人	14,590,174円
6	介護福祉士修学資金貸付金償還金（地域福祉課）	1人	80,000円	1人	83,000円
7	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉課）	1人	123,700円	1人	123,700円
8	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入（障害者支援課）	25人	27,509,645円	25人	27,969,025円
9	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（障害者支援課）	33人	16,436,325円	33人	15,372,625円
10	心身障害者扶養共済事業負担金（障害者支援課）	117人	14,613,150円	122人	15,661,650円
11	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金（障害者支援課）	1人	520,000円	2人	620,000円
12	介護職員処遇改善交付金事業に係る戻入金及び返還金（介護保険課）	2人	725,301円	1人	146,035円

措 置 の 内 容

区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)	不納欠損処分額 (平成26年8月末)
1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金（子ども家庭課）	28人 5,463,590円	8人 891,946円	23人 612,120円	2人 186,980円
2 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金（被爆者支援課）	3人 1,040,280円	0人 0円	2人 124,000円	0人 0円
3 看護師等修学資金貸付金償還金（医務課）	0人 0円	1人 39,000円	0人 0円	0人 0円
4 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入（地域福祉課）	4人 2,490,625円	0人 0円	2人 44,000円	0人 0円
5 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉課）	16人 10,653,074円	1人 56,000円	4人 219,000円	1人 1,140,000円

6	介護福祉士修学資金貸付金償還金（地域福祉課）	1人 56,000円	0人 0円	1人 24,000円	0人 0円
7	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉課）	1人 123,700円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
8	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入（障害者支援課）	24人 24,836,055円	0人 0円	6人 470,115円	1人 2,203,475円
9	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（障害者支援課）	32人 16,168,025円	0人 0円	2人 262,000円	1人 6,300円
10	心身障害者扶養共済事業負担金（障害者支援課）	0人 0円	0人 0円	0人 0円	117人 14,613,150円
11	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金（障害者支援課）	1人 230,000円	0人 0円	1人 290,000円	0人 0円
12	介護職員処遇改善交付金事業に係る戻入金及び返還金（介護保険課）	1人 579,266円	0人 0円	0人 0円	1人 146,035円

#### 1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

局全体で債権管理方針を共有し、組織的に取り組んだ。定期的な催告状送付、架電督促の継続により、債務者の生活状況の把握及び返還意識の高揚を図った。

強化月間時には、債務者の返還状況に応じた個別の催告状を作成・送付した。さらに、返納金納入確約書の返送を求め、計画的な納付を求めた。

所在不明者に対しては、追跡調査を行うことにより現住所を確認し、督促を実施した。

長期悪質滞納者へは、法的措置について検討し、その旨を記載した催告状を送るなどの対応をした。内1件1名（514,636円）が訴訟に発展し、完納となった。

また、時効により186,980円の不納欠損となった。

引き続き債務者の状況に応じた納入指導、督促を実施する。滞納者の生活状況を把握し、悪質な状況が確認される場合には、法的措置を実施するなど、管理の適正化に努める。

#### 2 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金

3名の債務者に対して、文書、電話及び訪問による納入催告を行い、分割により納入されている。引き続き、文書、電話及び訪問による催告を継続する。

#### 3 看護師等修学資金貸付金償還金

滞納者の窓口となっている県内に居住する債務者の親族（子）宅に定期的に納入依頼の電話連絡を行った結果、25年12月に残債権（39千円）が全て完納された。

#### 4 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入

#### 5 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

債務者の個別状況に応じた債権回収に取り組み、部分納入及び全額納入が履行された。また、時効期限が到来したものについて、議会の議決を経て不納欠損処分を行った。

#### 6 介護福祉士修学資金貸付金償還金

#### 7 介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息

文書・電話督促を行った結果、部分納入が再開した。今後は、納入が中断されることがないように、債務者の状況を把握しながら債権回収に取り組む。

#### 8 障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入

#### 9 障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

回収が困難で時効期限が到来し、かつ債務者が時効の援用を行った1件（2,209,775円）について不納欠損処分を行った。

資力不足等の理由で法的措置を行うことが適切でない事例がほとんどであるが、引き続き債務者の状況調査を行い、個々の債務者に応じた督促等を行う。

10 心身障害者扶養共済事業負担金

回収が困難で時効期限が到来した 117 件 (14,613,150 円) について、議会の議決を経て不納欠損処分を行った。

今後も、滞納発生直後からの早期の債権回収や強制脱退の実施等により、滞納の長期化防止に努める。(H19 以降 収納率: 100%)

11 心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金

債務者は死亡していたが、相続人が特定できたため、法的措置を行った。相続人 3 人のうち 2 人 (260,000 円) が返還に応じた。残る 1 人については分割納入中である。

12 介護職員処遇改善交付金事業に係る戻入金及び返還金

平成 22 年度発生債権 (146,035 円) は、事業所の登記簿を再取得し、事業所の所在地に変化ないことを確認した。また、現地調査を行い事業所が存在していないことを確認したため、法人不存在による債権放棄の手続きを進め、平成 25 年 12 月定例会で債権放棄議決後、不納欠損処分を行った。

**監査結果(指摘事項)**

**【イ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約について、4 月 1 日に契約締結すべきところ、事務処理の遅延により 5 月 1 日の契約締結となっていた。この結果、4 月分の経費は含まれないこととなるが、これを含んだ委託料を支出していた。適正な事務処理に努められたい。(働く女性応援プロジェクト・チーム)

契約名	保育士人材確保事業相談研修業務(平成 24 年度)
-----	---------------------------

**措置の内容**

**【原因】**

委託契約の事務処理の遅滞により契約日が遅延したことによる。  
実績確定時において、実績報告中 4 月分の経費が計上されているにもかかわらず、内容の確認が不十分であった。

**【措置内容】**

4 月分の経費については返還させることとし、現在事務処理中である。  
再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、所属内で共有し相互チェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

**監査結果(意見)**

**【ア 委託契約における履行確認について】**

次の委託契約について、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているが、委託料の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。また、受託者が保管している書類について確認したところ、人件費の按分において算定根拠が明確でないものが見受けられた。適切な事務処理を行う必要がある。(高齢者支援課)

契約名	明るい長寿社会づくり推進業務(平成 24 年度)
-----	--------------------------

**措置の内容**

**【措置内容】**

受託者に対し、支出証拠書類の提出を求め、履行確認を行った。  
また、人件費の支出については、算定根拠が確認できる書類等の提出を求め、内容を確認した。

**監 査 結 果 (意 見)**

**【イ 補助事業に係る事務手続について】**

社会福祉施設等施設整備補助事業について、法人が建設工事に係る入札を実施する前に、工事の分割発注や入札参加者の情報を入手していたにもかかわらず、平成25年2月に実施された中間検査において初めて分割状況の確認・指導をするなど進行管理が不十分であった。また、工事の分割発注や入札手続に関し、法人や請負業者に対する十分な調査が行われないうまま、法人から提出された内部調査結果を含む誓約書を抛りどころとして、補助金の支出をしていた。適切な事務処理を行う必要がある。  
(障害者支援課)

**措 置 の 内 容**

**【措置内容】**

補助事業の適正な執行を確保するため、中間検査と完了検査のみならず、申請書の審査や入札・発注の段階から地域福祉課検査担当職員と連携し、専門的な見地での調査や技術的な助言を行うなど、補助事業者に対する指導体制を強化した。

なお、事務処理について、所属内での情報共有を徹底し、進行管理や処理内容等の再確認を行い、組織全体でのチェック体制の強化に努める。

**5 商工労働局 (監査年月日：平成25年7月29日)**

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】**

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成24年度決算額]		参 考 [平成23年度決算額]	
1	行政財産使用料 (商工労働総務課)	1人	2,175,430円	1人	2,415,430円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入 (経営革新課)	8人	1,173,155,383円	9人	1,315,120,583円
3	設備近代化資金に係る貸付金元利収入 (経営革新課)	5人	30,297,555円	6人	36,257,555円
4	設備近代化資金に係る違約金 (経営革新課)	5人	2,576,800円	5人	3,076,800円
5	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金 (県内投資促進課)	3人	97,841,900円	2人	66,508,600円

**措 置 の 内 容**

区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)	不納欠損処分額 (平成26年8月末)
1 行政財産使用料	1人 1,875,430円	0人 0円	1人 300,000円	0人 0円



2	高度化資金に係る貸付金元利収入	8人 1,140,559,045円	0人 0円	6人 32,596,338円	0人 0円
3	設備近代化資金に係る貸付金元利収入	5人 30,222,555円	0人 0円	1人 75,000円	0人 0円
4	設備近代化資金に係る違約金	4人 1,162,700円	0人 0円	1人 600,000円	1人 814,100円
5	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金	2人 63,808,600円	0人 0円	1人 1,500,000円	1人 32,533,300円

1 行政財産使用料

平成26年9月1日から9月30日を滞納債権強化月間として設定し、平成27年度以降の返済計画表を提出していただくため、直接債権滞納代表者と交渉を行った。

2 高度化資金に係る貸付金元利収入

- 分納の継続（4社）。うち1社について、増額交渉により連帯保証人1名から多額の返済（13,212千円）を受けた。
- 消滅時効が完成する直前の債権について、支払督促申立手続きを取った結果、主債務者及び連帯保証人1名の時効が中断し、主債務者（代表清算人）から分納（1万円/月）が開始された。残りの連帯保証人相続人については、現在係争中。
- 担保物件の任意売却により、一部を回収（1,306千円）した。
- 引き続き、滞納者に対して交渉を行うとともに、回収困難案件については調査を進め、債権放棄を検討する。

3 設備近代化資金に係る貸付金元利収入

- 分納の継続（1社）
- 引き続き、滞納者に対して交渉を行うとともに、回収困難案件については調査を進め、債権放棄を検討する。

4 設備近代化資金に係る違約金

- 分納の継続（1社）
- 回収困難先のうち時効期限が到来した1社について、債務者の資産等調査を経た上で不納欠損処分を行った（814千円）
- 引き続き、滞納者に対して交渉を行うとともに、回収困難案件については調査を進め、債権放棄を検討する。

5 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金

分割納付のものについては、着実な履行を確保するため、定期的に経営状況を確認している。破産手続き中のものについては、法的手続きを実施する。

**監査結果(指摘事項)**

**【イ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約において、受託者から提出された実績報告書の一部に誤りがあった。委託金額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。(経営革新課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業(全国菓子大博覧会・広島運営事業)委託契約(平成25年度)
根拠	広島県緊急雇用対策基金事業「全国菓子大博覧会・広島運営事業」業務委託契約書 別紙業務委託契約約款第28条第2項

## 措置の内容

### 【原因】

実績報告書の記載内容についての確認が不十分であったこと。

### 【措置内容】

受託者に訂正した実績報告書類の提出を求め、実績額の確認を行った。

なお、今後の委託業務については、実績報告書を十分に確認し、適正な事務処理に努める。

## 監査結果(意見)

### 【株式会社ひろしまイノベーション推進機構の業務の実績評価について】

株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「推進機構」という。）は、県内企業の新たな成長を支援し、本県経済の発展に貢献することを目的として、県がその資本金を全額出資して設立された法人であり、毎年度、経営状況説明書を作成・公表しているところである。

しかしながら、その業務がファンドの運用という機密性の高いものであることから、具体的な経営目標や活動内容について十分な開示が行われているとはいえない状況にある。

この会社の設立モデルとされた株式会社産業革新機構については、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき、経済産業大臣が、毎年度、業務の実績を評価し、これを公表することとされている。また、国において平成25年9月27日に決定された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」では、「官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。」とされたところである。

県は、ファンド自体に対しても多額の出資をしており、その運用についての県民の関心は極めて高いことから、ガイドラインなどを参考に、毎年度、推進機構の業務の実績を評価し、公表するなど県民への説明責任を果たしていただきたい。（産業政策課）

## 措置の内容

ひろしまイノベーション推進機構の業務については、県として、ひろしまイノベーション推進機構からのヒアリング等を基に、投資先企業の状況を県議会警察・商工労働委員会において、年2回、4月と10月の半期ごとに説明するとともに、投資先企業の決算公告時や特段の事案が生じた場合は、速やかに報告することとしている。

6 農林水産局（監査年月日：平成 25 年 7 月 26 日）

**監査結果（指摘事項）**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業担い手支援課)	5 人 12,567,060 円	6 人 30,781,060 円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及 び延納利息 (農業担い手支援課)	12 人 35,017,082 円	11 人 39,491,715 円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業 に係る戻入金 (畜産課)	1 人 3,237,802 円	1 人 3,357,802 円
4	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3 人 3,560,000 円	3 人 2,960,000 円
5	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約 金及び延納利息 (水産課)	4 人 6,328,589 円	4 人 5,916,423 円
6	林業・木材産業改善資金貸付金に係 る違約金及び延納利息 (林業課)	2 人 573,957 円	2 人 803,957 円
7	土砂災害応急措置等費用求償金及び 訴訟費用 (森林保全課)	1 人 74,379,270 円	1 人 74,133,150 円

促進に努められたい。

(注)「土砂災害応急措置等費用求償金及び訴訟費用」は、昨年度まで西部農林水産事務所東広島農林事業所で管理していたものが、森林保全課に移管されたものである。

**措 置 の 内 容**

区 分	未納額 (H26 年 8 月末)	全額納入額 (H26 年 8 月末)	部分納入額 (H26 年 8 月末)	不納欠損処分額 (H26 年 8 月末)
農業改良資金 貸付金元利収入	4 人 10,183,060 円	1 人 124,000 円	2 人 2,260,000 円	0 人 0 円
農業改良資金貸付金 に係る違約金及び延 滞利息	10 人 32,368,455 円	2 人 508,627 円	7 人 2,140,000 円	0 人 0 円
牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係 る戻入金	0 円	0 円	0 円	1 人 3,237,802 円
沿岸漁業改善資金貸 付金元利収入	2 人 2,280,000 円	1 人 80,000 円	2 人 1,200,000 円	0 人 0 円
沿岸漁業改善資金貸 付金に係る違約金及 び延納利息	4 人 6,308,589 円	0 人 0 円	1 人 20,000 円	0 人 0 円
林業・木材産業改善資 金貸付金に係る違約 金及び延納利息	1 人 346,698 円	1 人 147,259 円	1 人 80,000 円	人 0 円
土砂災害応急措置等 費用求償金及び訴訟 費用	1 人 74,379,270 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円

**【措置内容】**

- 1 農業改良資金貸付金元利収入
- 2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息  
収入状況に応じた納入指導により、1名が元金完済、2名が違約金の完済に到った。  
連帯保証人の相続人に対応したことにより、長期にわたり償還が滞っていた案件が再開された。  
(農業担い手支援課)
- 3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金  
当該戻入金は、施設の整備途中に請負業者が民事再生法の適用を受け、事実上工事続行が不可能となったために生じたもので、前払金のうち工事未施工部分相当額が戻入金となった。  
平成25年5月以降、当該代表者からの支払いが滞ったため、7月に面談を実施し、今後の支払いの意志がないこと及び会社再建の見込みがないことを確認した。  
このため、会社不存在により償還不可能として12月定例会に権利放棄の議案を提出し、議決を得て本債権の欠損処分を行った。  
(畜産課)
- 4 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入  
毎月の電話催告及び面談を実施し、分納による償還を促した。今後も計画どおりに償還が行われるよう指導し、分納額の増額を求めている。  
(水産課)
- 5 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息  
長期未納者と面談を行い、生活状況等把握し、納入折衝を行った。今後も納付を促し、回収に努める。  
(水産課)
- 6 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息  
1名が完済に至った。  
残る1名については、償還が滞っているため、7月に催告書を送付し納入を働きかけている。  
今後も滞納が続く場合には、10月を目途に連帯保証人に対し滞納状況を知らせ、償還誓約書等に基づく定期的な償還を債務者に対し指導する。  
(林業課)
- 7 土砂災害応急措置等費用求償金及び訴訟費用  
民事訴訟法に基づく債務者財産の開示手続等による財産調査を実施した。また、債務者の預貯金債権の強制執行等を実施し債権の回収に努めた。  
(森林保全課)

**監 査 結 果 (指摘事項)**

**【イ 委託契約における履行確認について】**

次の委託契約について、履行確認に誤りのあるものがあった。適正な事務処理に努められたい。(農業担い手支援課)

- (ア) 実績報告書に記載された新規雇用に係る人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致しておらず、結果として過払いになっていた。

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「新規就農者研修支援事業」(平成24年度)
-----	------------------------------------

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

賃金と保険料の違算及びその修正作業等の書類作成時の転記ミスにより、実績報告に誤った人件費の総額が記載されていたが、検査時において「賃金台帳」との整合確認を怠り、誤りを見過ごした。

**【措置内容】**

過払い分を受託者に返還させた。  
検査時には、報告書及び根拠資料との整合を徹底するとともに、複数の職員で照合するなど、チェック体制を強化した。

### 監査結果(指摘事項)

(イ) 委託料の確定額に影響はなかったが、実績報告書の新規雇用に係る人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致していないにもかかわらず、精算手続を行っていた。

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「実践農業研修事業」(平成24年度)
-----	---------------------------------

### 措置の内容

#### 【原因】

賃金と保険料の違算及びその修正作業等の書類作成時に転記ミスされていたが、報告書と添付書類の突合を怠り、誤りを見過ごした。

#### 【措置内容】

受託者に、正しい書類を再提出させた。

検査時には、報告書及び根拠資料との整合を徹底するとともに、複数の職員で照合するなど、チェック体制を強化した。

### 監査結果(意見)

#### 【ア 委託契約における履行確認について】

広島県緊急雇用対策基金事業「水産業就業者研修支援事業」委託契約(平成24年度)において、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているが、委託料の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。また、受託者において支出の状況が確認できる書類の一部が保有されていなかった。受託者に対する指導を含め、適切な事務処理を行う必要がある。(水産課)

### 措置の内容

委託契約についての、課内でのチェック体制の構築、理解の徹底を図り、今後、適性に事務処理を行うために、補助金事業事務を含めて交付申請及び実績報告時のチェックリストの作成とともに、受託者に契約書等の定めに基づき、適性に事務処理を行うように指導した。

### 監査結果(意見)

#### 【イ 県営林の管理及び経営の透明化について】

これまで一般財団法人広島県農林振興センターで進められてきた分収造林事業については、今後県へ移管され、県営林事業費特別会計において処理されることとなっている。

県営林の管理経営に係る施策の推進に当たっては、広島県県営林の管理経営に関する条例に基づき実施状況を公表するとしているが、同センターの債務処理に当たり、県は多額の債権放棄や損失補償を余儀なくされることから、移管される分収林事業については、企業会計並みの財務諸表等を作成・公表するなど、県営林の管理経営に係る情報公開に積極的に取り組んでいただきたい。(農林水産総務課、森林保全課)

### 措置の内容

平成25年度に平成26年度～30年度を集中改革期間とした「第1期中期管理経営計画」を策定し、平成26年3月に県HP等により公表を行っている。

平成26年度から県営林事業の収支について、損益計算書ベースの予実管理を毎月実施しており、実績については、年1回、事業実施年度の翌年6月に公表を予定している。

資産等の状況についても、長期収支見込の改善状況などを分かりやすく示す方法を検討し、更なる情報の公開に努めていく。

7 土木局（監査年月日：平成 25 年 8 月 2 日）

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前年度よりもその額は減少しているものの、引き続き徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]		参 考 [平成 23 年度決算額]	
1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	4 人	30,747,640 円	4 人	31,817,640 円
2	港湾使用料 (港湾振興課)	20 人	6,289,809 円	24 人	7,720,396 円
3	雑入 [土地区画整理事業に伴う清算徴収金] (都市計画課)	2 人	246,378 円	2 人	246,378 円
4	かし担保による損害賠償請求金 (都市計画課)	1 人	1,412,000 円	1 人	1,412,000 円
5	雑入 [工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等] (都市計画課)	1 人	411,347 円	1 人	411,347 円
6	住宅使用料 (住宅課)	1,434 人	141,257,577 円	1,478 人	150,546,861 円
7	施設使用料 (住宅課)	7 人	174,330 円	7 人	174,330 円
8	雑入 [賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額] (住宅課)	1 人	205,200 円	1 人	205,200 円

**措 置 の 内 容**

区分		未納額 (平成 26 年 8 月末)		全額納入額 (平成 26 年 8 月末)		部分納入額 (平成 26 年 8 月末)		不納欠損処分額 (平成 26 年 8 月末)	
1	雑入	3 人	26,085,940 円	1 人	3,891,700 円	1 人	770,000 円	0 人	0 円
2	港湾使用料	11 人	3,066,877 円	3 人	680,000 円	7 人	942,600 円	6 人	1,600,332 円
3	雑入	2 人	246,378 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円
4	損害賠償請求金	1 人	1,412,000 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円
5	雑入	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	1 人	411,347 円
6	住宅使用料	625 人	90,918,265 円	※住宅管理上、全納と分納の区分ができない。 677 人 30,717,378 円				132 人	19,621,934 円
7	施設使用料	7 人	174,330 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円

8	雑入	1人	198,400円	0人	0円	1人	6,800円	0人	0円
---	----	----	----------	----	----	----	--------	----	----

- 1 長期滞納者4人の内、1人は分納誓約書により分納中であり、1人は分納により完納した。  
残りの2人の内、1人は事実上の倒産状態であるため、徴収停止を行っている。残り1人は、金融機関を交えて経営再建中であるため、納入能力を確認するとともに、今後の対応を検討する。
- 2 長期滞納者20人の内、破産などにより6人を不納欠損とし、分納中のもの3人が完納となった。  
また、残りの未納者11人の内、7人が分納中であり、また3人は納付誓約を提出しており、今後分納を開始する予定である。  
残りの1人は24年度に差押を実施したものの本人に納付意思がなく、その後も更なる差押を検討したが、差押可能な財産が見つかっていない。
- 3 雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕  
国土交通省において本件処分に係る行政不服審査請求の審査中であり、その動向を見守っている。
- 4 雑入〔かし担保による損害賠償請求金〕  
平成24年3月に徴収停止の決定を行ったが、実質的に債務者不存在であるため、債権放棄により不納欠損処分する予定。
- 5 雑入〔工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等〕  
平成23年3月に時効が成立しており援用があったため、平成25年10月25日に不納欠損処分を行った。
- 6 住宅使用料
  - (1) 徴収促進  
滞納繰越分の大半を占める退去者滞納者については、訪問・文書請求、本人への法的措置（催告、支払督促）に加え、連帯保証人に対しても催告を行った。  
〔催告件数：平成25年度41件、支払督促3件〕
  - (2) 発生の未然防止  
住宅使用料については、未納発生月の翌月には督促状を送付している。常時の滞納者に対しては、戸別訪問や電話等による督促・徴収を行い、滞納解消のための計画的な納付指導や家賃減免制度の活用などの指導も行った。  
督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んだ。  
〔催告件数：平成25年度218件（地方機関を含めた件数275件）〕  
地区ごとに毎月の収入率を算出して各指定管理者に情報提供し、滞納督促の進行管理に努めた。
  - (3) 不納欠損分  
時効期限10年が到来し、かつ債務者が所在不明のため、時効援用の意思確認をすることができない確定債権及び生活に困窮していることが明らかで時効援用が見込まれる確定債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分をした。
- 7 施設使用料  
施設使用料の滞納分は、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた者への県営住宅の目的外使用に係る家賃相当額であり、既に全員退去している。  
このため、使用料の滞納者7名のうち住基ネット等で住所地が判明した6名に対して督促文書を送付し、配達不能となった1名を除く5名について文書請求を実施したが、回収できなかった。
- 8 雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕  
平成19年度に法的措置（支払督促、債権の差押）を実施し、その後も訪問及び文書請求を行ったが、回収できなかった案件である。  
この度、本人が死亡したため、相続人に対して請求を行い、納付折衝を行った結果、分納誓約書を徴

し、今後はこの納付計画に従い、納付されることとなった。

### 監査結果(指摘事項)

#### 【イ 工事請負契約における事務処理について】

(ア) 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

契約名	広島西飛行場ヘリポート化整備工事(平成23~24年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条

### 措置の内容

#### 【原因】

必要書類の管理不備により通知や受理が行われてしまったため。

#### 【措置内容】

日付確認を含めた書類の提出・受理状況の管理を徹底し、再発防止に努めることとする。

### 監査結果(指摘事項)

(イ) 次の工事請負契約において、受注者が電子媒体を納品する際に提出する「電子媒体納品書」を受理していなかった。適正な事務処理に努められたい。(営繕課)

契約名	広島県立三原東高等学校校舎(20号棟)耐震改修その他工事(平成23~24年度)
根拠	広島県電子納品実施要領〔営繕工事編〕5.10

### 措置の内容

#### 【原因】

受注者については、広島県電子納品実施要領〔営繕工事編〕に係る内容への理解が十分でなく、また、発注者については、内容確認の複層的なチェックが十分でなかったため。

#### 【措置内容】

受注者に対しては、上記要領の再確認及び履行について社内での徹底を求めた。また、発注者においては、上記要領の内容を含め契約担当、営繕課ベテラン職員からの研修などを充実するとともに、監督員、主任監督員の複層的なチェック体制を再確認した。



### 監査結果(指摘事項)

(ウ) 次の工事請負契約（3件）において、工事完成図書の一部である電子成果品が提出されていないのに完成通知書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	・広島西飛行場ヘリポート化整備工事（平成23～24年度）（空港振興課） ・芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟新築電気設備工事（平成23～24年度）（営繕課） ・広島県立三原東高等学校校舎（20号棟）耐震改修その他工事（平成23～24年度）（営繕課）
根拠	土木工事共通仕様書（広島県）第1編1-1-20

### 措置の内容

#### 【原因】

必要書類の管理不備により通知や受理が行われてしまったため。（空港振興課）

監督職員が、完成通知書を監督職員に通知する要件である「設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること」の確認を工事完成検査において担保できるとの認識を持っており、完成通知書の受理時に十分な確認を怠ったため。（営繕課）

#### 【措置内容】

日付確認を含めた書類の提出・受理状況の管理を徹底し、再発防止に努めることとする。（空港振興課）

完成通知書を受理する際に求められる提出書類の確認について、課全体で再確認するため、営繕課ベテラン職員からの研修などを充実するとともに、監督員、主任監督員の複層的なチェック体制を再確認した。（営繕課）

### 監査結果(指摘事項)

(エ) 次の工事請負契約において、工事完成図書の一部である電子成果品が提出されていないのに完成検査を実施していた。適正な事務処理に努められたい。（営繕課）

契約名	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟新築電気設備工事（平成23～24年度）
根拠	平成24年度総務局及び土木局所掌の建築及び設備工事に係る検査等の基本方針（土木局営繕課）

### 措置の内容

#### 【原因】

監督職員が、完成通知書を監督職員に通知する要件である「設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること」の確認を工事完成検査において担保できるとの認識を持っており、完成通知書の受理時に十分な確認を怠った状況で検査職員の検査を受けたため。

#### 【措置内容】

完成通知書を受理する際に求められる提出書類の確認について、課全体で再確認するため、営繕課ベテラン職員からの研修などを充実するとともに、監督員、主任監督員の複層的なチェック体制を再確認した。

### 監 査 結 果 (意 見)

#### 【特別会計に係る財務書類の作成・公表について】

港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計については、地方財政法に規定する公営企業に係る特別会計として、造成地の売却や施設の使用などの事業収入をもって、施設の整備や維持管理・運営などの事業経費に充てることとされており、企業経営という観点から、損益の状況や資産・負債の把握等が必要不可欠である。

このうち、港湾特別整備事業費特別会計では、臨海土地造成事業の部分について、地方公営企業会計制度の見直しによる新たな会計基準を当てはめて試算を行い、その結果を公表されたところである。

今後、この試算による結果を分析の上、事業方針や計画の策定に活用するとともに、港湾機能施設整備事業を含めた事業全体についての財務書類も作成・公表する必要がある。また、流域下水道事業費特別会計についても、財務書類を作成・公表し、県民への説明責任を果たすとともに、経営分析に基づく事業方針や計画の策定などに活用する必要がある。(土木総務課, 港湾振興課, 下水道公園課)

### 措 置 の 内 容

港湾特別整備事業費特別会計については、地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業であるものの、臨海土地造成事業の部分について、新会計基準を当てはめて試算を行い、平成25年12月の建設委員会において、説明したところである。さらに、その試算結果の分析を行った上で、平成26年2月の建設委員会において、厳しい経営状況に至った要因や事業効果等の検証結果の説明を行っている。

今後は、先の試算結果及びその検証を踏まえ、港湾特別会計全体のあり方の検討を進めるとともに、港湾特別会計への法の任意適用については、国や他の地方自治体等の動向を注視しながら、関係部局と連携して検討を進めて参りたいと考えている。

流域下水道事業費特別会計については、総務省において、地方公営企業法（財務規定等）を適用すべきものとされ、現在、「地方公営企業法の実務研究会」等において、統一基準や移行手順等の検討がなされているところである。

当該会計に係る財務書類の作成等については、こうした国の動き及び検討状況等を踏まえ、適切に対応して参りたいと考えている。

## 8 西部総務事務所[総務第二課, 呉支所, 東広島支所] (監査年月日:平成25年11月1日)

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。適切な事務処理に努められたい。(西部総務事務所呉支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成24年10月]
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1人            5,566円	1人            5,566円

### 措 置 の 内 容

区 分	長期未納額 [平成25年9月]	納 入 額
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1人            5,566円	0人            0円

滞納整理方針について本庁と協議した結果、本人の所在が不明であるとともに換価可能な資産・財産が存在しないことが確認されていることから、債権の徴収停止の事務処理を行った(平成25年1月総務局総務課)。

なお、徴収停止決定後も所在不明及び差押資産のない状態が継続する場合には、平成 27 年 3 月 31 日に時効が成立する。時効成立後、議会の議決を経て権利放棄し、債権が消滅するため、広島県会計規則等の定めるところにより不納欠損を行うこととなる（総務局総務課において事務処理）。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【イ 請負工事における事務処理について】

請負工事における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所東広島支所）

(ア) 請書を徴収していないものがあった。

工事名	車庫電気自動車充電用コンセント工事
根 拠	広島県契約規則第 2 条第 3 項第 1 号

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

工事請負の事務処理において、担当者が請書の徴収が必要でないとして誤って判断したため。また、稟議時にチェックが十分でなかったため。

#### 【措置内容】

広島県契約規則第 2 条第 3 項第 1 号及び建設工事執行規則第 9 条第 2 項に基づき、起案時及び稟議時に確実に確認することとした。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) 監督員の指定を行っていないものがあった。（3 件）

工事名	・ 賀茂公舎 1 号館ガス釜取替工事 ・ 東広島庁舎厨房、食堂改修工事 ・ 車庫電気自動車充電用コンセント工事
根 拠	建設工事執行規則第 19 条

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

工事請負の事務処理において、担当者が監督員の指定が必要であることに気づけなかったため。また、稟議時にチェックが十分でなかったため。

#### 【措置内容】

建設工事執行規則第 19 条第 1 項に基づき、起案時及び稟議時に確実に確認するようにした。（監督員の指定）

9 北部総務事務所（監査年月日：平成 25 年 10 月 24 日）

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>					
<p><b>【工事請負契約における事務処理について】</b>                      次の工事契約において、監督員の指定をしていなかった。適正な事務処理に努められたい。                      （北部総務事務所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">工事名</td> <td>三次庁舎非常用発電設備MELGIC更新工事（平成 24 年度） 三次庁舎第一庁舎外壁補修工事（平成 24 年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">根 拠</td> <td>建設工事執行規則第 19 条</td> </tr> </table>		工事名	三次庁舎非常用発電設備MELGIC更新工事（平成 24 年度） 三次庁舎第一庁舎外壁補修工事（平成 24 年度）	根 拠	建設工事執行規則第 19 条
工事名	三次庁舎非常用発電設備MELGIC更新工事（平成 24 年度） 三次庁舎第一庁舎外壁補修工事（平成 24 年度）				
根 拠	建設工事執行規則第 19 条				
<b>措 置 の 内 容</b>					
<p><b>【原因】</b>                      設備の工事契約の事務処理において、監督員の指定が必要であると認識していなかった。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      今回の指摘事項の周知を行い、監督員の指定をするよう職員に徹底し、平成 25 年度工事契約において、監督員の指定を行い請負業者に通知した。今後とも、適正な事務に努める。</p>					

10 西部県税事務所（監査年月日：平成 25 年 11 月 1 日）

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>		
<p><b>【長期未納（滞納繰越分）について】</b>                      次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。その額は減少しているものの、法的措置を適切に講じるなど、引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部県税事務所）</p>		
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
個人県民税	3,479,457,727 円	3,956,517,350 円
法人県民税	55,163,828 円	101,910,244 円
個人事業税	98,740,066 円	197,042,347 円
法人事業税	248,350,686 円	348,482,092 円
不動産取得税	326,412,423 円	394,277,384 円
ゴルフ場利用税	8,865,000 円	1,701,393 円
軽油引取税	2,694,674 円	15,447,320 円
自動車税	301,444,399 円	388,068,031 円
延滞金	218,584,078 円	388,242,742 円
過少申告加算金	275,041 円	1,204,931 円
不申告加算金	1,544,443 円	2,160,519 円
重加算金	39,956,622 円	138,187,114 円

## 措 置 の 内 容

自動車税及び個人事業税を重点税目と位置づけ、効果的かつ効率的な対策を組織的に実施した。個人県民税の徴収対策として、昨年度に引き続き併任徴収を市町と協働して取り組むとともに、市町管轄外徴収支援対策を実施した。

### 1 県税徴収強化対策

長期末納（個人県民税を除く滞納繰越分）は昨年度決算数値から約1.5億円縮減した。延滞金、加算金の滞納繰越分についても、昨年度決算時点より縮減をしている。

- ・延滞金           ▲50,965千円
- ・過少申告加算金   ▲11千円
- ・不申告加算金     ▲193千円
- ・重加算金         ▲23,791千円

### 2 重点税目の対策（昨年度決算数値との比較）

#### ① 個人県民税（▲169,708千円）

県職員と市町職員が協働・連携して滞納整理を行い、徴収技術の向上を目指している。併任徴収（江田島市、大竹市）、市町管轄外徴収支援（府中町外5市町）を実施している。

#### ② 自動車税（▲31,652千円）

集中的・効率的な財産調査と効果的な催告を工夫し、給与差押を前提とした勤務先調査及び催告により早期徴収を実現している。

#### ③ 個人事業税（▲45,905千円）

事案ごとにマネジメントを徹底し、高額または長期滞納者に対しては搜索、タイヤロックやインターネット公売等の強制徴収を実施している。

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [平成26年 5月末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の調定額変動の 主な理由
個人県民税	2,893,800,931円	▲1,467,299円	584,189,497円	0円	更正減
法人県民税	38,042,272円	▲15,900円	8,853,640円	8,252,016円	更正減
個人事業税	55,757,418円	▲140,200円	9,619,770円	33,222,678円	更正減
法人事業税	84,858,126円	▲56,100円	153,788,949円	9,647,511円	更正減
不動産取得税	188,894,042円	▲92,248,930円	31,462,121円	13,807,330円	住宅用土地の減額
ゴルフ場利用税	4,003,600円	0円	4,861,400円	0円	
軽油引取税	1,484,584円	0円	1,210,090円	0円	
自動車税	195,600,842円	▲3,710,900円	78,365,079円	23,767,578円	賦課保留に伴う減額
延滞金	198,810,174円	306,598,413円	300,745,236円	25,627,081円	本税完納による延滞金の確定
過少申告加算金	253,041円	0円	5,700円	16,300円	
不申告加算金	1,399,731円	0円	132,375円	12,337円	
重加算金	34,157,793円	0円	3,071,289円	2,727,540円	

11 東京事務所（監査年月日：平成 25 年 11 月 7 日）

<b>監査結果（指摘事項）</b>	
<p><b>【広島県行政 LAN・WANのネットワークの取扱いについて】</b>                      広島県行政 LAN・WANのネットワークに接続している職員用パソコンについて、東京事務所長が役員を務め、執務スペースの一部を使用させている公益財団法人の職員に、厳重に管理すべき組織 ID とパスワードを教示の上利用させていた。適正な情報管理に努められたい。</p>	
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県行政 LAN・WAN運用管理要領 第 11 条, 第 14 条</li> <li>・広島県情報セキュリティポリシー 第 2 章 第 5 人的セキュリティ</li> </ul>
<b>措置の内容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      同法人の業務は、県の業務との関連性が高いため密接に連携し処理してきた経緯もあり、セキュリティポリシーに基づく区分けがあいまいになっていた。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      職員用パソコンを回収し、公益財団法人が独自でパソコン及びネットワーク環境を整備した。</p>	

<b>監査結果（意見）</b>	
<p><b>【ア 公益財団法人による執務室の使用について】</b>                      上記の公益財団法人に執務スペースの一部を無償で使用させているが、所長名で使用承諾をしているのみで、転貸借契約は締結されていないため、使用上の根拠が不明確となっている。本庁関係課等と協議の上、適正な手続きを取る必要がある。</p>	
<b>措置の内容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      転貸借は、貸主から原則禁止されている中で、これまで例外的に同居承認を文書で得て、当該法人に対しては所長名の使用承諾という形態をとっていた。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      使用上の根拠をより明確にするため、貸主の承諾を得た上で正式に転貸借契約を締結する。また貸主を含む三者での覚書も締結する。このことについては各関係者で区切りのよい平成 27 年度当初からの整理とすることで内諾済み。</p>	

<b>監査結果（意見）</b>	
<p><b>【イ 契約書への収入印紙の貼付について】</b>                      平成 22 年度に実施した監査においても付記したところであるが、ハイヤー供給契約について、平成 24 年度の契約書においても契約の相手方から県に交付された契約書に、収入印紙が貼付されておらず改善が見られていなかった。契約当事者として、契約の相手方による印紙貼付についても確認を行うなど、適正な事務処理に努めていただきたい。</p>	

### 措置の内容

#### 【原因】

平成 22 年度実施の指摘について、適切にハイヤー供給契約締結の実務に反映されず、後年度も同様の処理がなされていた。

#### 【措置内容】

平成 26 年度以降、契約締結時に添付する鑑文に、貼付に必要な印紙の金額を明示し、実務に反映した。

## 12 県立総合技術研究所農業技術センター（監査年月日：平成 25 年 5 月 29 日）

### 監査結果(指摘事項)

#### 【ア 委託業務の執行手続について】

次の委託業務において、業務執行伺いの作成や予定価格の決定がなされることなく、契約が締結されていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務（農業技術センター、平成 23 年度） ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務（農業技術センター果樹研究所、平成 23 年度）
根拠	広島県契約規則第 31 条 支出マニュアル（平成 25 年 4 月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第 4 の 3

### 措置の内容

#### 【原因】

当該業務は、日本環境安全事業株式会社法で、ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理が唯一可能な業者に事前登録し、処理が可能となった時点で、当該業者の定める規定料金で正式契約を締結することとなっている。

事前登録することで伺いや予定価格は備えたと誤認し、改めて契約締結を伺うことや予定価格は決定する必要がないものとして取り扱っていたものである。

#### 【措置内容】

今後は、事前に処理業務を登録している場合においても、正式に業務委託する際には、業務執行伺いの作成や予定価格を決定し、適正に事務処理する。

### 監査結果(指摘事項)

#### 【イ 委託業務における事務処理について】

委託業務の実施に当たり、受託者から提出された再委託承認願について、正当な理由なく、一部、書面による承諾を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立総合技術研究所農業技術センター庁舎総合管理業務 (平成 25 年度～平成 27 年度)
-----	--

## 措置の内容

### 【原因】

再委託の承認に当たっては、庁舎総合管理業務を構成する業務のうち、「主要業務」に該当する業務について承認願が提出された場合に書面で承認するものと誤認していた。

当該業務を構成する4業務（空調、機械運転、消防、給水）のうち、再委託承認願が提出された給水業務は設計金額が少額なので、「非主要業務」と位置付けて、書面による承認行為が必要ないと解していた。

### 【措置内容】

書面で承諾していなかった給水業務についても、書面で承諾した。今後、再委託に当たっては、契約に基づき書面で承認する。

## 監査結果(指摘事項)

### 【ウ 生産品の出納等に係る事務処理について】

生産品である水稻原種の売払いにおいて、次のとおり広島県物品管理規則に定められた売払い手続が行われていないものがあつた。適切な事務処理に努められたい。

(ア) 平成25年3月に出荷した水稻原種について、単価の決定など売払いの手続を経ずに出荷し、当該年度内に生産物売払収入の調定を行っていなかった。

(イ) 平成25年4月に出荷した水稻原種について、単価は定めていたものの、売払いの伺いや調定を行わずに出荷していた。

(ウ) (ア) 及び (イ) の出荷に伴う在庫数量の減について、生産品出納簿により記録管理されていなかった。

## 措置の内容

### 【原因】

生産品である水稻原種の売払い手続は、年度替わりの時期に当たり、事務手続が不明となりがちで、毎年3月～4月に出荷後、新年度になって一括して処理することが常態化していた。

### 【措置内容】

生産品（水稻原種）の売払い手続においては、今回の指摘を踏まえ、改善事項の周知や広島県物品管理規則に基づく適正な事務処理の徹底を図り、売払時に生産品出納簿と実際の在庫数量を現地確認するなど、物品の在庫管理を徹底した。

また、売払先に対して、今後は会計年度に応じた適正な事務処理手続を進めていく旨を説明し、理解を得た。

## 監査結果(意見)

### 【財産の適切な管理について】

平成24年10月に、果樹研究部三原分室跡地三原圃場において、かんきつの鉢、合計63鉢が盗難の被害を受けた。

盗難等の予防措置や不用物品の処分を適切に行うなど、財産の適切な管理に努める必要がある。

## 措置の内容

### 【措置内容】

平成24年11月に圃場の2か所の入り口に新たに鎖を張り、南京錠を取り付けた。また、必要なものは、常時職員がいる安芸津の圃場へ移動させ、不要なものは処分し、適正な管理に努めている。



13 西部農林水産事務所（監査年月日：平成 25 年 11 月 1 日）

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>	
<p><b>【都市公園の土地使用料の徴収について】</b>                      都市公園の土地使用料の徴収に当たり、適用する使用料単価を誤り、定められた使用料の額よりも低い金額を徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（西部農林水産事務所）</p>	
用 途	索道（ロープウェイ）用鉄塔の敷地（5か所、合計 172 m <sup>2</sup> ）
誤った単価	1 m <sup>2</sup> 1 年につき 880 円
正しい単価	同上 950 円
根 拠	広島県都市公園条例第 8 条第 2 項 広島県都市公園条例施行規則第 6 条別表
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      宮島都市公園の土地使用料の徴収において、使用単価の適用の際に一部誤った単価を適用し、その結果 7 年間にわたり低い金額を徴収していた。</p>	
<p><b>【措置内容】</b>                      これまで行ってきた行政財産の使用許可については、許可書の金額の過誤訂正を行うとともに、不足額（60,200 円）を未収納金として徴収した。                      今後は、所属内で指摘事項の内容を共有し再発防止の徹底を図るとともに、組織全体で使用単価の適用等についてチェック体制を強化する。</p>	

14 東部厚生環境事務所・東部保健所（監査年月日：平成 25 年 10 月 17 日）

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>			
<p><b>【長期未納（滞納繰越分）について】</b>                      次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなど、引き続き徴収促進と発生の未然防止に努められたい。                      （東部厚生環境事務所・東部保健所）（支所分を除く。）</p>			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 10 月]	
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5 人 1,855,910 円	8 人	2,567,110 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	11 人 3,520,152 円	12 人	3,878,152 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	157 人 53,890,960 円	167 人	52,175,746 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4 人 3,963,743 円	6 人	4,318,177 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	33 人 1,023,968 円	34 人	1,136,023 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1 人 60,047 円	1 人	60,047 円
母子福祉資金に係る戻入金	3 人 441,000 円	3 人	179,000 円
未熟児養育医療費負担金	2 人 30,005 円	3 人	94,965 円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2 人 1,176,627 円	2 人	1,428,581 円

## (東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年10月]
生活保護費に係る戻入金・返還金	12人 5,757,332円	13人 6,285,832円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	15人 2,027,640円	20人 4,993,940円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	24人 7,267,816円	37人 9,725,669円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 72,475円	1人 83,160円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	6人 205,687円	10人 635,585円

## 措 置 の 内 容

(東部厚生環境事務所・東部保健所) (支所分を除く。)

	区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)	不納欠損処分額 (平成26年8月末)
1	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5人 1,854,910円	0人 0円	1人 1,000円	0人 0円
2	生活保護費に係る戻入金・返還金	9人 3,239,792円	0人 0円	7人 121,000円	2人 159,360円
3	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	150人 48,638,387円	7人 733,578円	89人 4,518,995円	0人 0円
4	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 3,860,743円	0人 0円	2人 103,000円	0人 0円
5	母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	30人 986,568円	3人 19,000円	2人 18,400円	0人 0円
6	寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 60,047円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
7	母子福祉資金に係る戻入金	3人 441,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
8	未熟児養育医療費負担金	2人 30,005円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
9	廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,096,627円	0人 0円	1人 80,000円	0人 0円

## 1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

## 2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

## 3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入

## 4 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

5 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

6 寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息

7 母子福祉資金に係る戻入金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

回収困難事例については所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、更なる債権回収・整理に努める。

8 未熟児養育医療費負担金

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従い、納期限までに納入がない者に対しては、督促状を発行し納入指導を行っている。

督促状の納期限までに納入がない場合は、電話及び訪問などにより催告、滞納理由及び経済状況の詳細な聞き取り調査とともに納入指導をしている。

困難事例に対しては、所内で債権管理事例検討会を開催し、組織的な滞納の解消に努め、夜間の訪問などによる督促を実施した。

また、市町の養育医療担当者と連携し、状況把握を行い、必要時、同行訪問をしている。

今後も債務者の財産状況などの把握に努め、必要に応じて不能欠損処分・執行停止などの法的処置を実行するなどにより滞納債権の縮減を図る。

9 廃棄物処理に係る行政代執行弁償金

廃棄物処理に係る行政代執行弁償金については、債務者から納付誓約書を提出させ、計画的に毎月分納させている。

また、債務者の資力調査を定期的に行い、預金の差押処分の実施や、分納金額の増額等の余地がないかを検討するなど、債権回収促進のための対応を行う。

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

	区分	未納額 (平成26年8月末)		全額納入額 (平成26年8月末)		部分納入額 (平成26年8月末)		不納欠損処分額 (平成26年8月末)	
1	生活保護費に係る戻入金・返還金	10人	3,864,524円	0人	0円	7人	246,000円	2人	1,646,808円
2	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	10人	1,645,260円	4人	175,270円	7人	115,000円	1人	92,110円
3	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	19人	5,953,359円	5人	217,000円	19人	1,097,457円	0人	0円
4	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人	62,475円	0人	0円	1人	10,000円	0人	0円
5	母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	6人	205,687円	0人	0円	0人	0円	0人	0円

1 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

2 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

- 3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 4 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 5 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

回収困難事例については支所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、更なる債権回収・整理に努める。

## 15 北部厚生環境事務所・北部保健所（監査年月日：平成 25 年 10 月 24 日）

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、法的措置を適切に講じるなど、引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(北部厚生環境事務所・北部保健所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考：前回監査時 [平成 23 年 10 月]
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	4 人 2, 202, 200 円	5 人 2, 325, 200 円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	3 人 1, 687, 964 円	4 人 1, 796, 997 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	37 人 10, 942, 760 円	40 人 12, 732, 055 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	12 人 842, 235 円	18 人 1, 898, 480 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3 人 733, 334 円	3 人 944, 174 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2 人 178, 900 円	2 人 204, 900 円

### 措 置 の 内 容

区分	未納額 (平成 26 年 8 月末)	全額納入額 (平成 26 年 8 月末)	部分納入額 (平成 26 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 8 月末)
1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	3 人 925, 730 円	1 人 1, 219, 470 円	3 人 57, 000 円	0 人 0 円
2 生活保護費に係る戻入金及び返還金	2 人 1, 640, 460 円	1 人 2, 504 円	2 人 45, 000 円	0 人 0 円
3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入	28 人 8, 346, 696 円	8 人 226, 603 円	19 人 348, 082 円	1 人 2, 021, 379 円
4 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	12 人 781, 626 円	0 人 0 円	4 人 60, 609 円	0 人 0 円
5 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3 人 598, 028 円	0 人 0 円	2 人 135, 306 円	0 人 0 円
6 寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2 人 176, 900 円	0 人 0 円	2 人 2, 000 円	0 人 0 円

#### 1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

1 人については、自宅訪問による返還指導の際、障害厚生年金の受給資格の有無を確認し、請求に対す

る手続の援助を行い全額返還させ、その他の3人についても、継続した返還指導により全員分割納付中である。

2 生活保護費に係る戻入金及び返還金

未納額が少額の1名については、全額納入させ、その他の2人についても、継続した返還指導により分割納付中である。

3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入

4 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

5 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

6 寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証人を求め、滞納の未然防止を徹底している。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については、所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施などにより、更なる債権回収・整理に努めるものである。

なお、定例的な償還指導に合せて、平成26年8月の夏季特別整理月間を中心に、借主、連帯借主、連帯保証人への電話、訪問等による集中的な督促活動を行ない、償還計画書の受領、長期滞納者の連帯保証人からの償還を受けるなどにより、監査時以降不納欠損処分を含め2,793,979円の滞納縮減を図った。

16 北部子ども家庭センター（監査年月日：平成25年10月24日）

**監査結果（指摘事項）**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、法的措置を講じるなど、引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	1人 1,000円	1人 493,000円
児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	14人 1,212,690円	10人 1,661,000円

**措 置 の 内 容**

	区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)	不納欠損処分額 (平成26年8月末)
1	児童福祉総務費負担金 (県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	1人 1,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
2	児童措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	8人 973,920円	6人 207,370円	4人 31,400円	0人 0円

1 児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）

2 児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）

児童措置費負担金の長期未納については、監査以降 10 人から 238,770 円の納入があった。その内 6 人から 207,370 円の全額納入、4 人から 31,400 円の部分納入があった。この結果、平成 26 年 8 月末の長期未納は児童福祉総務費負担金が 1 人 1,000 円、児童措置費負担金が 8 人 973,920 円である。

新たな滞納の防止策として、新規施設入所時に担当 CW を通じ、納入者への納入意識の徹底と口座振替利用を積極的に進めている。

納期限を経過した未納債権については、各月納期限の翌月 20 日に初回の督促状を発送。さらに未納が続く者及び長期滞納者に対しては年 4 回（5、8、11、2 月）催告書を発送するとともに、電話・訪問などによる納入指導、督促を行うことで徴収の促進を図り、滞納累積の発生防止に努めている。

さらに長期未納者への対応として、県主管課、税務担当部局からの技術的支援を受け、未納原因の分析と財産調査等を行い、各カテゴリ区分の応じた、効率的な滞納整理に着手しているところである。

また、平成 25 年度下期から 2 か月毎の所内債権管理検討会議を開催することにより、現在の滞納状況や今後の徴収方針を所内で共有し、組織的な取組を行うとともに、担当者においては債権管理研修への積極的参加、及び他センターと債権管理や滞納縮減の取組手法などの情報共有を図っている。

今後も引き続き、滞納者の資力などに応じた法的措置を視野に入れ、対応を検討していく。

### 監査結果（指摘事項）

#### 【イ 郵便切手の管理について】

郵便切手の使用に際しては、郵便切手受払簿（以下「受払簿」という。）を備え付け、これにより管理することとなっているが、定められた受払簿を備え付けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	郵便切手等の管理について（平成 23 年 11 月 29 日付け 会計管理者通知）
----	---

### 措置の内容

#### 【原因】

郵便切手等の管理に関する会計管理者通知の職員への周知徹底が不十分であったことによる。

#### 【措置内容】

平成 25 年 12 月から通知で定められた郵便切手受払簿に改め、適正な事務処理に努めている。

### 監査結果（意見）

#### 【郵便切手の管理の徹底について】

郵便切手の管理については、職員による私的流用が行われたことを契機に、「郵便切手等の管理について（平成 23 年 11 月 29 日 会計管理者）」の通知が出され、厳正な管理が呼びかけられたにもかかわらず、上記指摘のとおり必要な対応が図られていなかった。通知の内容を再確認し、適正な事務処理を行う必要がある。

### 措置の内容

平成 25 年 12 月から郵便切手等の管理に関する会計管理者通知で示された郵便切手受払簿に改めるとともに、要求及び使用等の確認及びチェックを徹底し、適正な管理に努めている。

17 県立三次看護専門学校（監査年月日：平成 26 年 1 月 31 日）

<b>監 査 結 果（指摘事項）</b>	
<p><b>【ア 借受物品の管理について】</b>                      平成 24 年 9 月から複写機を借り受けているが、この物品について備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	物品管理規則第 41 条
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      平成 24 年 9 月から複写機を借り受けた時に、備品台帳に登録することを失念していた。</p>	
<p><b>【措置内容】</b>                      平成 26 年 1 月 27 日に備品台帳に登録した。今後は適正な備品管理に努める。</p>	

<b>監 査 結 果（指摘事項）</b>	
<p><b>【イ 行政財産の使用許可について】</b>                      学生自治会が学校に設置している印刷機 2 台及び複写機 2 台について、行政財産の使用許可の手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	行政財産使用規則第 3 条
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      学生自治会は、教育課程に位置付けられ、学校の教育目的を実現するための一つである学科外活動（地域活動、自治会活動（クラブ活動、学校行事など））を実施するために全学生で組織した団体である。                      学生自治会は学校内の自治会室に印刷機を 2 台、サークル室に複写機を 1 台、図書室に 1 台設置している。印刷機及び複写機が設置されている自治会室及びサークル室は、学科外活動を行う場として、平成 8 年の学校移転新築時に学校が整備したものであり、その活動に必要な印刷機、複写機を自治会室、サークル室に設置することは、本来の行政財産の使用目的を逸脱してないことから、行政財産使用許可の手続きにはなじまないと認識していた。                      また、図書室の複写機も、学生の授業や研究発表等に必要な文献を複写する目的で設置しており、本来の学生の目的である学習、教育の面からも行政財産使用許可の手続きにはなじまないと認識していた。</p>	
<p><b>【措置内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会室の印刷機 2 台、サークル室の複写機 1 台については、学校の教育目的を実現するための一つである学科外活動に位置付けられている学生の自治会活動、サークル活動に必要として学校が整備した自治会室及びサークル室に設置されていることから、本来の行政財産の使用目的を逸脱してないことから、行政財産使用許可の手続きは行わないこととする。</li> <li>図書室の複写機 1 台については、図書室にある図書をコピーし、学生が個人の資料として活用するために学生自治会が要望し設置しているものであり、本来の行政財産の使用目的と相違していることから、行政財産使用許可の手続きを行う。</li> </ul>	

### 監査結果(指摘事項)

#### 【ウ 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 予定価格が100万円以上の委託契約を締結する際は、原則として一般競争入札を行うことになっているが、正当な理由もなく随意契約としていた。

### 措置の内容

#### 【原因】

寮管理人の委託契約であり、一般競争入札になじまないと誤って判断して、毎年随意契約を行っていた。

#### 【措置内容】

平成26年2月末で寮管理人4人との委託契約を解除し、平成26年3月1日から、同一人を広島県立三次看護専門学校寄宿舎生活指導員(常勤的非常勤職員)として雇用した。

### 監査結果(指摘事項)

(イ) 4者と個別に契約しているにもかかわらず、予定価格調書が4者の合計額で作成されており、契約ごとに作成されていなかった。

### 措置の内容

#### 【原因】

4者との個別契約ではあるが、寮管理人の業務を4者が交替で行っており、予定価格調書は4者の合計額で作成しているものと誤って判断し、毎年行っていた。

#### 【措置内容】

平成26年2月末で寮管理人4人との委託契約を解除し、平成26年3月1日から、同一人を広島県立三次看護専門学校寄宿舎生活指導員(常勤的非常勤職員)として雇用した。

### 監査結果(指摘事項)

(ウ) 契約するに当たり、見積書を徴すべきところ、あらかじめ選定した4者から積算金額での受託が可能であるかについて意向確認書を徴し、契約を締結していた。

契約名	広島県三次看護専門学校わかあゆ寮管理業務(平成24年度)
根拠	地方自治法234条 広島県契約規則第31条、第32条

### 措置の内容

#### 【原因】

4者との個別契約ではあるが、寮管理人の業務を4者が交替で行っており、見積書に代わりあらかじめ選定した4者から可能であるかについて意向確認書を徴しているものと誤って判断し、毎年行っていた。

#### 【措置内容】

平成26年2月末で寮管理人4人との委託契約を解除し、平成26年3月1日から、同一人を広島県立三次看護専門学校寄宿舎生活指導員(常勤的非常勤職員)として雇用した。



**監 査 結 果 (意 見)**

**【個人を受託者とする委託契約について】**

「わかあゆ寮管理業務」及び「図書の分類、登録及び整理業務」について、個人と委託契約を締結し業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定など、三次看護専門学校の実質的な指揮命令の下に業務が行われており、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、適正な業務執行の在り方について検討する必要がある。

**措 置 の 内 容**

「わかあゆ寮管理業務」委託については、平成 26 年 2 月末で寮管理人 4 人との委託契約を解除し、平成 26 年 3 月 1 日から、同一人を広島県立三次看護専門学校寄宿舎生活指導員（常勤的非常勤職員）として雇用了。

「図書の分類、登録及び整理業務」については、平成 25 年度は臨時職員を雇用し、業務を行った。

**18 西部農林水産事務所（監査年月日：平成 25 年 11 月 1 日）**

**監 査 結 果 (意 見)**

**【工事請負契約における適切な工期設定について】**

平成 24 年度に発注した次の工事において、当初契約では、年度内に完成することで発注していたが、土木局の通知（「建設工事の工期算定について」（平成 5 年 3 月 24 日土木建築部長通知））に基づく標準工期に当てはめると極めて短い工期を設定しており、結果的に翌年度に繰り越されていた。今年度のテーマ監査（公共工事の完成状況に係る監査）の意見で述べたところであるが、適切な工期設定を行った上で発注を行う必要がある。（西部農林水産事務所 農林事業所）

工事名	単独・海岸保全施設維持補修事業 地区維持補修工事 (平成 24～25 年度)
日数 (当初契約)	44 日間
標準工期日数	149 日間

**措 置 の 内 容**

本来であれば、翌債制度を活用するなど、必要工期を確保して発注すべき案件であり、今後、工期を確保した事業発注を徹底する。

**19 西部農業技術指導所（監査年月日：平成 25 年 5 月 29 日）**

**監 査 結 果 (意 見)**

**【郵便切手の管理について】**

郵便切手において、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、適正な管理に努める必要がある。

年 度	前年度からの 繰越額	購入額	使用額	次年度への 繰越額
平成 23 年度	129,570 円	78,000 円	88,140 円	119,430 円
平成 24 年度	119,430 円	80,000 円	67,840 円	131,590 円

**措 置 の 内 容**

郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、使用実績に比べて過剰な在庫とならないよう適正な管理に努めている。

年 度	前年度からの 繰越額	購入額	使用額	次年度への 繰越額
平成 23 年度	129,570 円	78,000 円	88,140 円	119,430 円
平成 24 年度	119,430 円	80,000 円	67,840 円	131,590 円
平成 25 年度	131,590 円	9,500 円	92,290 円	48,800 円
平成 26 年度 (8 月末現在)	48,800 円	109,046 円	103,014 円	円

**20 東部建設事務所（監査年月日：平成 25 年 10 月 17 日）**

**監 査 結 果（指摘事項）**

**【長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（東部建設事務所）（三原支所分を除く。）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年10月]
道路使用料	2人 573,150円	4人 1,039,600円
河川使用料	2人 215,885円	4人 238,220円
住宅使用料	222人 25,990,700円	250人 33,576,636円
駐車場使用料	125人 2,033,698円	125人 2,522,812円
港湾施設使用料	6人 2,185,327円	9人 10,391,183円

（東部建設事務所三原支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 10 月]
公有水面使用料	1人 761,320円	2人 322,900円

**措 置 の 内 容**

**【（東部建設事務所）（三原支所分を除く。）】**

	区 分	未納額 (平成 26 年 8 月末)	全額納入額 (平成 26 年 8 月末)	部分納入額 (平成 26 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 8 月末)
1	道路使用料	2人 298,400円	0人 0円	2人 274,750円	0人 0円
2	河川使用料	1人 101,550円	1人 92,785円	1人 21,550円	0人 0円
3	住宅使用料	165人 23,799,362円	57人 1,641,830円	8人 549,508円	0人 0円

4	駐車場使用料	80人	1,547,546円	45人	423,952円	4人	62,200円	0人	0円
5	港湾施設使用料	3人	1,722,074円	3人	256,226円	2人	207,027円	0人	0円

(住宅使用料・駐車場使用料) 記載額については、全て平成26年5月末での金額である。

【三原支所】

区 分	未納額 (平成26年8月末)		全額納入額 (平成26年8月末)		部分納入額 (平成26年8月末)		不納欠損処分額 (平成26年8月末)	
公有水面使用料	1人	761,320円	0人	0円	0人	0円	0人	0円

債務者は事業不振のため、平成25年1月10日付けで破産手続きが開始されている。  
今年8月19日に債権者集会(支所出席)が開催され、同日に破産管財任務の終了報告がなされた。今後は、破産決定、官報掲載を経て清算結了登記が行われる予定であるため、今年度不納欠損処分を本庁に依頼する。

21 北部建設事務所 (監査年月日：平成25年10月24日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(北部建設事務所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成23年10月]	
住宅使用料	23人	1,878,624円	19人	2,007,510円
駐車場使用料	15人	482,760円	6人	263,578円

措 置 の 内 容

区 分	未納額 (平成26年3月末)		全額納入額 (平成26年3月末)		分割納入額 (平成26年3月末)		不納欠損処分額 (平成26年3月末)	
住宅使用料	17人	1,591,964円	5人	129,360円	5人	64,400円	1人	92,900円
駐車場使用料	11人	457,394円	3人	15,100円	2人	8,800円	1人	1,466円

指定管理者への指導(文書、電話、訪問による督促の強化及び家賃減免や分割納入対応など)により、上表のとおり未納額は減少した。

時効期間10年が到来し、滞納者から時効の援用の申し出があつた確定債権及び一般債権で5年の時効期間を経過したものを不納欠損処分とした。

退去滞納者に対しては、退去先等の調査を行い、督促状の送付及び訪問督促等を実施するよう指定管理者に対し指導した。

また、再三の督促に応じない滞納者や退去滞納者に対しては、住宅課に依頼して、法的措置（催告、訴訟、支払督促）を実施した。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【イ 車両点検に係る事務処理について】

次の車両点検に係る発注事務について、複数の者から見積書を徴すべきところ、正当な理由なく1者見積りによる随意契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所庄原支所)

業務名	車検及び定期点検（トラック 641, トラック 720, トラック 1082 に係るもの）
根 拠	広島県契約規則第 32 条

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

除雪開始前の短期間に、多数の車両・機械の車検・点検を発注する必要があり、確実に実施されることに重点を置いたため。

#### 【措置内容】

今年度から複数者から見積書を徴する予定であり、対象業者へ説明会を実施することとしている。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【ウ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約（2件）において、本来、完成通知書を県に提出する際にあわせて提出すべき工事写真（電子媒体）が提出されていないにもかかわらず完成通知書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所)

契約名	・一般国道 375 号 舗装補修工事その 2（平成 25 年度） ・砂防指定地内河川 中の村川 通常砂防工事（公共工事）（平成 24～25 年度）
根 拠	土木工事共通仕様書（広島県）第 1 編 1-1-20

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

工事写真など電子媒体による工事関係資料についても工事完成までに提出し、すべての業務が完了した時点で完了通知書を提出しなければならないことになっている。

しかし書類ベースでの資料は提出されていたものの、電子化する資料については施工業者が提出規格に合うようにチェックを行い、エラーがあるものは修正する必要があり、この作業に予想外の時間を要した。

担当職員も、書類ベースでの資料は提出されていたので、完了したものと思っていた。

#### 【措置内容】

今後は施工業者に対して、日ごろから資料のチェックを行い、工事完成後に速やかに電子化された関係資料も提出できるように指導を行うとともに、担当職員に対しても様々な機会をとらえて規定を順守するよう指導した。

22 広島港湾振興事務所（監査年月日：平成 25 年 5 月 21 日）

**監 査 結 果（指摘事項）**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。総額が減少しているものの、引き続き徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年 5 月末現在]		参考 前回監査時 [平成 22 年 5 月]	
	港湾使用料（港湾整備特別会計）	23 人	2,539,180 円	34 人
施設使用料（五日市漁港フィッシャリーナ仮棧橋使用料）（一般会計）	10 人	2,361,255 円	18 人	3,636,170 円
漁港使用料（港湾整備特別会計）	4 人	945,904 円	34 人	3,577,792 円
雑入（行政代執行弁償金）（港湾整備特別会計）	1 人	603,750 円	1 人	603,750 円
海岸使用料（一般会計）	6 人	317,885 円	5 人	152,677 円
公有水面使用料（一般会計）	5 人	200,850 円	7 人	187,170 円
漁港使用料（一般会計）	2 人	25,320 円	0 人	0 円
合 計		6,994,144 円		12,259,292 円

**措 置 の 内 容**

区 分	未 納 額 (平成 26 年 5 月末)	全額納入額 (平成 26 年 5 月末)	部分納入額 (平成 26 年 5 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 5 月末)
港湾使用料 (港湾整備特別会計)	15 人 1,787,688 円	2 人 65,285 円	5 人 340,214 円	6 人 345,993 円
施設使用料（五日市漁港フィッシャリーナ仮棧橋使用料）（一般会計）	10 人 2,218,975 円	0 人 0 円	1 人 20,000 円	1 人 122,280 円
漁港使用料 (港湾整備特別会計)	3 人 601,504 円	1 人 344,400 円	0 人 0 円	0 人 0 円
雑入（行政代執行弁償金） (港湾整備特別会計)	1 人 603,750 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円
海岸使用料 (一般会計)	5 人 256,505 円	1 人 24,240 円	1 人 37,140 円	0 人 0 円
公有水面使用料 (一般会計)	5 人 200,850 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円
漁港使用料 (一般会計)	2 人 25,320 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円
合 計	5,694,592 円	433,925 円	397,354 円	468,273 円

・港湾使用料（港湾整備特別会計）

未納者に督促を行い、全額納入者 2 人 65,285 円、部分納入者 5 人 340,214 円 小計 405,499 円について納入された。交渉及び財産調査を進めても、資力不足の理由により時効到来となった 6 人 345,993 円について不納欠損処分を行った。結果合計 751,492 円未納額減となっている。

また、破産した者及び解散した法人等については滞納処分する財産がないため執行停止（325,802 円）、非強制徴収公債権で生活保護受給者（66,400 円）については裁判所への強制執行の申立を保留することとしている。

・施設使用料（五田市漁港フィッシャリーナ仮棧橋使用料）（一般会計）

未納者に督促を行い、部分納入者 1 人 20,000 円について納入された。また、資力不足の理由により時効到来となった 1 人 122,280 円について部分的に不納欠損処分を行った。結果合計 142,280 円未納額減となっている。

また、行方不明者 2 人 898,240 円について徴収停止、生活保護受給者 2 人 242,375 円について裁判所への強制執行の申立を保留することとしている。

・漁港使用料（港湾整備特別会計）

未納者に督促を行い、1 人 344,400 円について全額納入された。また、破産した者及び解散した法人計 2 人 343,504 円について滞納処分の執行停止を行い、残る 1 人 258,000 円については、生命保険の差押を実施中である。

・雑入（行政代執行弁償金）（港湾整備特別会計）

未納者 1 人 603,750 円については、生活保護受給者であるため、平成 24 年 12 月 5 日に滞納処分の執行停止をしている。

・海岸使用料（一般会計）

未納者に督促を行い、全額納入者 1 人 24,240 円、部分納入者 1 人 37,140 円について納入された。結果 計 61,380 円未納額減となっている。

未納者のうち 3 人 164,955 円については、督促中。1 人 88,350 円については、事実上倒産につき、1 人 3,200 円については会社清算済につき、不納欠損処分を行う。

・公有水面使用料（一般会計）

未納者のうち、1 人 135,600 円については分納対応を行ったが、資力不足及び財産調査の結果、執行停止の手続きをとることとしている。また、2 人 29,190 円は法人の事実上倒産状態、1 人 13,860 円は所在不明の間にそれぞれが時効到来となったため、不納欠損処分を行う。あと 1 人 22,200 円について、督促中である。

・漁港使用料（一般会計）

1 人 1,080 円については、会社清算済につき、不納欠損処分を行う。1 人 24,240 円については、督促を行うとともに財産調査を行ったが、財産がない状態である。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【イ 物品の購入における事務処理について】**

次の物品の購入において、予定価格が 10 万円以上の物品を購入する際は、原則として 2 者以上から見積書を徴取することとなっているにもかかわらず、見積書を 1 者からしか徴取していなかった。また、見積書について、日付がなく、收受印の押印も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

物 品	パネル看板 100 枚 (平成 24 年度)
根 拠	広島県契約規則第 32 条
	物品契約事務に係る運用指針 3 (4) ア (平成 19 年 3 月 7 日付け出納長室用度室長通知)
	物品マニュアル II 第 1 5 (3) (平成 24 年 4 月)

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

10 万円以上の物品購入の事務処理において、購入物品の単価が安価であったため、1 者の見積書での購入が可能であると誤認していたこと。

また、見積書の日付についても確認が不十分であった。

**【措置内容】**

物品購入担当者は、監査後実施された会計・物品事務担当者研修に参加し、事務処理について再確認するとともに係内でその内容を共有して理解徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。  
また、見積書の日付の確認についても、同様に組織全体でのチェック体制を強化した。

**監査結果(意見)****【ア 海岸保全区域及び漁港における不法占用等について】**

海岸保全区域の不法占用物件が、占用許可申請を促進するなどの取組により7件から4件に減少した一方、前回監査時にはなかった漁港の不法係留が1件新規に発生している。  
引き続き、不法占用等の解消に向けて、関係機関、関係者などと積極的に協議を行うとともに、不法占用者等に対しては占用許可申請の指導又は撤去指導などを行っていく必要がある。

**措置の内容**

地方港湾小用港切串地区の海岸保全区域において、海岸法による占用許可を得ることなく、倉庫等が建築される事例があった。  
その不法占用物件については、海岸管理者である当所が順次占用許可を行ってきたところであるが、平成25年度監査時において、不法占用物件が4件残っていた。  
その4件のうち、2件を占用許可した。  
残件の2件については、地元市等と連携して、占用許可に向けて不法占用者との折衝を進めていく。  
漁港の不法係留（五日市漁港フィッシャリーナ）については、解消済である。

**監査結果(意見)****【イ 委託契約の事務処理について】**

次の委託契約において、競争入札に付すべきところ、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして当該施設の利用者により構成されたNPO法人と随意契約を締結していた。  
同法人への委託は、平成16年度から社会実験として行われてきたものであるが、広島港の指定管理業務の更新時（平成26年度）に一括業務委託を視野に入れて見直しを図る必要がある。

契約名	広島港廿日市地区小型船舶特定係留施設の維持管理業務（平成24年度、平成25年度）
-----	--

**措置の内容**

当該維持管理業務については、平成26年度の指定管理業務の更新時に、指定管理者へ一括して業務を委託した。

**23 公益財団法人ひろしま国際センター（監査年月日：平成26年1月28日）****監査結果(指摘事項)****【ア 委託契約における事務処理について】**

次の契約において、指名競争で契約を行うこととしていたにもかかわらず、十分なチェックが行われることなく、随意契約により契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	平成24年度就職活動個別コンサルタント業務（平成24年度新規事業）
根拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第28条

### 措置の内容

#### 【原因】

契約起案の決裁は、指名競争で契約を行うこととしていたが、担当者の契約業務に対する認識不足と組織内でのチェック体制が十分でなかったため、業者選定を入札ではなく、5社からの見積り合わせによる随意契約で処理したこと。

#### 【措置内容】

担当者を会計実務研修に参加させるとともに、契約起案等の決裁後の事務手続きについては、複数の職員が対応することとし、組織内でのチェック体制を強化した。

### 監査結果(指摘事項)

#### 【イ 財務諸表の注記について】

平成24年度決算における貸借対照表中の償還差額積立預金の前年度の金額が、「財務諸表に対する注記」の前期末残高の金額と異なっていた。公益法人会計基準に基づき注記を適切に記載するなど、適正な事務処理に努められたい。

### 措置の内容

#### 【原因】

平成24年度決算における

- ①「貸借対照表」中の償還差額積立預金の前年度金額 7,620,700円と
- ②「財務諸表に対する注記」中の償還差額積立預金の前期末残高 8,048,200円については、本来、同額となるべきところ、組織内でのチェック体制が十分でなかったため、平成23年度決算時に①の数値の計上を誤ったこと。

#### 【措置内容】

組織内での公益法人会計に対する習熟度を向上するため、担当者以外の職員についても、公益法人会計研修に参加させるとともに、決算書類のチェックが複数の職員が余裕を持って行えるよう決算書類の早期作成を図り、組織内でのチェック体制を強化した。

## 24 学校法人 法輪学園（監査年月日：平成26年2月17日）

### 監査結果(指摘事項)

#### 【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】

平成24年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、補助対象外とされている認定こども園における保育所部分に係る経費（公共料金・消耗品等）などが補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

### 措置の内容

#### 【原因】

平成24年度県補助金の実績報告書作成時に、指摘のあった経費について補助対象経費であると誤認していたため。

#### 【措置内容】

指摘のあった経費については、補助対象外経費とし、平成24年度県補助金実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。



25 社会福祉法人広島県福祉事業団（監査年月日：平成26年1月30日）

**監査結果（指摘事項）**

**【ア 長期未収（過年度分）について】**

医業収入（診療収入）等において、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生未然防止に努められたい。（本部事務局）

（診療収入利用者負担金）

施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	若草園	5人	96,391円
福山若草園	福山若草療育園	2人	393,758円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	16,000円

（支援費利用者負担金）

施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	若草園	7人	225,784円
福山若草園	福山若草療育園	2人	710,800円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	195,300円

**措置の内容**

（診療収入利用者負担金）

	施設区分		未納額 (平成26年8月末)		全額納入額 (平成26年8月末)		部分納入額 (平成26年8月末)	
1	障害者リハビリテーションセンター	若草園	3人	81,530円	2人	14,861円		
2	福山若草園	福山若草療育園	1人	343,000円	1人	11,000円	1人	39,758円
3	障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	11,000円			1人	5,000円

（支援費利用者負担金）

	施設区分		未納額 (平成26年8月末)		全額納入額 (平成26年8月末)		部分納入額 (平成26年8月末)	
4	障害者リハビリテーションセンター	若草園	4人	171,684円	3人	54,100円		
5	福山若草園	福山若草療育園	2人	626,558円			2人	84,242円
6	障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	195,300円				

**【措置状況】**

「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」に沿って、分割納付計画の調整等を進めており、引き続き、徴収の促進と発生の未然防止に努める。

## 1 障害者リハビリテーションセンター 若草園

未納のうち2名については、平成26年3月に督促状を送付したが、納付等がないため、家庭訪問等により徴収を図るとともに返済計画の作成に向けて保護者と協議する。1名については、保護者が破産申告中であり、弁護士の確定後の通知待ちの状況である。

## 2 福山若草園 福山若草療育園

未納の1名については、保護者と面談し、作成した分割納付計画に従って分納中である。

## 3 障害者療育支援センター わかば療育園

平成25年9月に内容証明郵便を送付した結果、部分納入があったが、以降入金がないため、平成26年1月に督促の文書及び返済方法についての文章を送付した。その後5,000円の入金があったが、返済方法等についての返信はなく、又電話も出ない状況にあるため、現在どう対応をとるか検討中である。

## 4 障害者リハビリテーションセンター 若草園

未納のうち3名については、平成26年3月に督促状を送付したが、納付等がないため今後家庭訪問等により徴収を図るとともに返済計画の作成に向けて保護者と協議する。1名については、保護者が破産申告中であり、弁護士の確定後の通知待ちの状況である。

## 5 福山若草園 福山若草療育園

未納のうち1名については、分割納付計画により平成27年3月に納付完済予定である。もう1名については、保護者と面談し、作成した分割納付計画に従って分納中である。

## 6 障害者療育支援センター わかば療育園

診療収入利用者負担金に同じ。

**監査結果(指摘事項)****【イ 委託契約における事務処理について】**

建物設備等保守管理委託契約について、再委託を禁止しているにもかかわらず、再委託を行っていた。契約において、受託者が契約の一部を再委託する際の承認について定めるなど、適正な事務処理に努められたい。

根拠

建物設備等保守管理委託契約書第7条

**措置の内容****【原因】**

他の契約については、契約の一部を再委託する際の承認についての定めがあることから、本契約についても同様であると誤認し、確認を怠っていた。

**【措置内容】**

平成26年度建物設備等保守管理委託契約において、受託者が契約の一部を再委託する際の承認について定めを設けた。

また、再委託の有無の確認を行うとともに、再委託する場合の事務処理について、各契約担当職員に対し周知を図った。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ウ 会計帳簿に係る事務処理について】**

次の契約の支払について、発注・契約決裁書の契約金額と総勘定元帳の額が異なっていた。これは、12か月点検に係る経費を誤って超過して支払い、その差額について後に契約した3か月点検の経費で相殺したことによるものである。会計の基本原則に則り、適切な事務処理に努められたい。(平成24年度 スポーツ交流センター)

契約名	送迎バスの12か月点検に係る契約 送迎バスの3か月点検に係る契約
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第9条

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

請求書が12か月点検経費と前月繰越金額(未払金額)を含めた額となっていたため、支払額を誤計上した。また、担当者が発注・契約決裁書との照合を怠っていた。  
担当者の会計原則の認識不足から返金請求事務をせず、3か月点検の経費で相殺した。

**【措置内容】**

担当者を会計事務に関する研修に参加させ、実務力の向上に努めるとともに、事務処理について所属内で再確認した。

**26 社会福祉法人 平成会 (監査年月日：平成26年2月17日)**

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【工事請負契約における事務処理について】**

工事請負契約における事務処理について、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

ア 次の工事請負契約における変更契約において、特定建設資材の分別解体等があるにもかかわらず、契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用等が明記されていなかった。

契約名	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事(本体工事)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について明記することを認識していなかった。

**【措置内容】**

今後、建設工事の発注において必要がある場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守し、契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を明記する。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ 次の工事請負契約における指名競争入札の業者選定において、入札参加条件である業種別年間平均完成工事高の額が、入札参加資格に達していない者を選定していた。

契約名	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事 (その他工事)
根 拠	社会福祉施設整備マニュアル I 入札・契約2 (2) 建設工事指名業者等選定要綱 (広島県) 第5条第3項

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

逼迫した工事日程の中で業者選定を行った結果、年間平均完成工事高を十分に確認せず、広島県等級のみにより業者を選定した。

#### 【措置内容】

今後、補助金により施設整備を実施する場合は、社会福祉施設整備マニュアル及び建設工事指名業者等選定要綱を遵守し、更に、業者選定の要件を複数人で確認するチェック体制を整え、適正な事務処理に努める。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 次の工事請負契約において、契約書に定めるところの発注者から受注者に通知すべき監理業務の担当者の氏名及び担当業務を書面で通知していなかった。

契約名	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事 (本体工事) 障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事 (その他工事)
-----	---

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

工事請負契約書に定める事項を十分確認せず事務を遂行したため、受注者に書面で通知することを失念する結果となった。

#### 【措置内容】

契約書に定める事項を十分確認しながら、適正な事務処理に努める。

## 27 社会福祉法人 芸北福祉会 (監査年月日：平成26年2月17日)

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に係る手続き等が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	特別養護老人ホーム寿光園 解体・本館新築工事
-----	------------------------

ア 発注者から町を経由し知事 (西部建設事務所長) へ行う分別解体等の計画等の届出が行われていなかった。

根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項
-----	------------------------------

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

発注者である社会福祉法人が届け出る必要があったが、工事請負業者に任せてしまい、また届出たことの確認を行わなかった。

**【措置内容】**

監査で指摘を受けたのち、平成25年12月4日付で、発注者である社会福祉法人が安芸太田町に届出を行い、受理（受理日：平成25年12月5日）された。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

イ 契約書に、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等が明記されていなかった。

根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項
-----	------------------------------

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について明記された資料はあったが、契約書とは別に保管していた。

**【措置内容】**

分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について明記された資料を契約書一件として編綴し保管した。（監査後直ちに実施）

**28 公益財団法人ひろしま産業振興機構（監査年月日：平成25年12月20日）**

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ア 長期未収について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き、徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。（法人本部）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成25年12月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成24年1月]
設備貸与に係る貸付金	10人                  61,299,518円	11人                  76,104,368円

**措 置 の 内 容**

	区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)	不納欠損処分額(平成26年8月末)
1	設備貸与に係る 貸付金	9人 52,577,091円	2人 8,039,880円	4人 682,547円	0人 0円

未収先は、少額の分納償還が多いため、返還金額を増額するよう交渉を継続している。  
売上げが大幅に減少（80パーセント以上）している未収先については、企業の存続を最優先に考えており、金融機関とも歩調を合わせ、償還は少額に留まっている。

**監 査 結 果 (指摘事項)**

**【イ 現金の管理等について】**

現金の管理について、職員調査日現在の残高と出納簿の現在高が一致しなかった。  
現金の収受に当たっては、複数者による確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。  
(法人本部)

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

セミナーで使用するテキストの販売時に、購入者に誤って釣銭を少なく渡したため、現金残高が 1,000 円超過となった。

事業終了後、現金を金庫に戻す時に現金残高と出納簿の現在高のチェックを怠っていたため。

**【措置内容】**

定期的に現金残高と出納簿の現在高をチェックし、金額が一致するよう努めている。

**29 広島県住宅供給公社（監査年月日：平成 26 年 1 月 24 日）**

**監 査 結 果 (指摘事項)**

**【長期未収について】**

賃貸住宅家賃等において、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
	人数	金額
一般賃貸住宅管理事業未収金	3 人	382,800 円
賃貸施設等管理事業未収金	10 人	5,071,935 円
長期積立分譲住宅管理事業未収金	1 人	44,506 円

**措 置 の 内 容**

区分	未納額 (平成 26 年 7 月末)	全額納入額 (平成 26 年 7 月末)	部分納入額 (平成 26 年 7 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 7 月末)
一般賃貸住宅 管理事業未収金	3 人 247,200 円	0 人 0 円	1 人 135,600 円	0 人 0 円
賃貸施設等 管理事業未収金	5 人 4,136,845 円	1 人 78,750 円	3 人 490,790 円	4 人 365,550 円
長期積立分譲住宅 管理事業未収金	0 人 0 円	1 人 44,506 円	0 人 0 円	0 人 0 円

支払督促などの法定措置を講じ、本人・連帯保証人の居住地に督促の訪問をするなど徴収の促進に努めた。

また、長期未収金の未然防止のため、定期的に会議を実施し、納入日に入金の遅れているものについて、随時、督促していくなど引き続き徴収に努める。

なお、居所不明の滞納者及び自己破産者などについては、当公社弁護士・公認会計士とも相談し不納欠損処分等進める。

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p><b>【ア 委託契約における事務処理について】</b>                      委託契約において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。                      (ア) 再委託の承認について                      次の委託契約において、契約書に定める再委託の承認を行っていないものがあった。</p>	
契約名	特定重要港湾広島港公園駐車場管理業務（平成 23・24 年度） 国際拠点港湾広島港外浮栈橋杭付着物撤去業務（平成 24 年度）
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      再委託の承認について担当職員の認識が不足していたため。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      担当職員は、事務処理について再確認し、今後の業務については、県の様式等を参考に、再委託の承認を文書で通知することとした。</p>	

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p>(イ) 出来形等に係る事務処理について                      a 出来形検査の結果について、会社の規程に定められている請負人に対する通知が行われていなかった。</p>	
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      請負人に対する出来形の通知について、担当職員の規程に対する認識が不足していたため。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      担当職員は、事務処理について再認識し、今後の業務については、工事の請負人が部分払の請求をするために出来形部分等の確認を求めたときは、出来形検査の結果を、県の様式等を参考に文書で通知することとした。</p>	

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p>b 年度末の部分払において、契約書では出来形部分に相応する委託料の 10 分の 9 を支払額の上限としているが、上限を超えた金額を支払っていた。</p>	
契約名	特定重要港湾広島港航路標識灯保守点検業務（平成 23・24 年度） 特定重要港湾広島港公園駐車場管理業務（平成 23・24 年度）
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      長期契約において年度毎に精算する定めが契約書になかったにも拘らず、年度毎に全額精算したため。</p>	

**【措置内容】**

出来形部分に相応する委託料の10分の9を支払額の上限とする長期契約については、特記仕様書において、年度毎に報告書等の検査を行い、出来形部分全額を精算することとした。

**監査結果(指摘事項)****【イ 建設リサイクル法に係る事務処理について】**

次の工事について、「請負契約の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第10条第1項の届出において、同法では発注者を届出者とすべきところ、委任状により受注者を届出者としていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	国際拠点港湾広島港出島地区CF S新築工事（平成24年度）
-----	-------------------------------

**措置の内容****【原因】**

建設リサイクル法に係る事務処理について、担当職員の認識が不足していたため。

**【措置内容】**

担当職員は、事務処理について再確認し、今後の業務においては、適切に届出等の事務処理を行うこととした。

**監査結果(指摘事項)****【ウ 工事請負契約における契約保証について】**

（株）ひろしま港湾管理センター建設工事等執行規程第9条では、社長が必要ないと認めたときを除き、契約の相手方に対し、契約の履行に関する保証を付けさせなければならないとされているが、ほとんどの工事請負契約において、その理由を整理しないまま契約の履行に関する保証を付けさせていなかった。県に準じて、契約保証を免除する場合についての要件を明確にするなど適切な運用に努められたい。

**措置の内容****【原因】**

契約保証免除について担当職員の建設工事執行規定に対する認識が不足していたため。

**【措置内容】**

工事請負契約においては契約保証を免除する要件として、県に準じて、建設工事等執行規程において金額を以下のとおりに定めた。

請負対象設計金額 250万円以上・・・徴収する  
 〃 250万円未満・・・免除する



【企業局】

1 企業局（監査年月日：平成 25 年 7 月 18 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【長期未納（過年度分）について】

次の収入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
土地造成事業会計	1	延納利息[土地売却代金の延納に係るもの]（土地整備課）	3人 68,210,184円 2人 70,481,960円
	2	雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地整備課）	1人 854,100円 1人 854,100円
	3	損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用]（土地整備課）	2人 34,337,394円 2人 36,087,394円
	4	延滞金（土地整備課） 土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金	2人 13,780,032円 2人 13,780,032円

区 分		長期未納（過年度分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
供給事業会計 広島水道用水	1	損害金[土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用]（水道課）	2人 2,693,767円 2人 2,693,767円

措 置 の 内 容

(土地整備課)

区分	未納額 (平成 26 年 8 月末)	全額納入額 (平成 26 年 8 月末)	部分納入額 (平成 26 年 8 月末)
1 延納利息[土地売却代金の延納に係るもの]（土地整備課）	2人 61,271,960円	1人 1,448,224円	2人 5,490,000円

2	雑収益〔固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分〕 (土地整備課)	1人 854,100円	0人 0円	0人 0円
3	損害金〔土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用〕 (土地整備課)	2人 31,787,394円	0人 0円	1人 2,550,000円
4	延滞金(土地整備課) 〔土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金〕	2人 13,780,032円	0人 0円	0人 0円

現在2者から延納利息としてそれぞれ月180,000円、150,000円の弁済を受けており、1者から損害金として月150,000円の弁済を受けている。

引き続き、次のとおり取り組む。また、新規の収入未済を把握した場合には、早期に債務者の財務状況の把握に努め、債務者と協議を行うことにより、収入未済の長期化・高額化の防止に努める。

- (1) 延納契約を締結している企業については、定期的に経営状況の聞き取りを行い、納付期日の順守、履行を求める。
- (2) 既存の長期未収債権については、税務課債権管理支援担当等との連携を図りながら、債務者の実態を把握し、債務者との十分な協議、必要に応じて法的措置等を実行することによって、徴収促進に努める。

(水道課)

	区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)
1	損害金〔土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用〕 (水道課)	2人 2,693,767円	0人 0円	0人 0円

これまで面談ができていなかった債務者の自宅を訪問し、収入状況及び資産保有状況等の情報を提供することの同意書を徴取し、市(区)町村へ収入状況等の調査を行った。

今後も税務課債権管理支援担当と連携して、回収等におけるノウハウを蓄積しながら未納の早期解消に向け取り組んでいくとともに、広島市水道局との連絡・情報交換を行う。

### 監査結果(意見)

#### 【ア 土地造成事業会計の今後の在り方について】

土地造成事業は、土地売却収益が土地売却原価を下回る状況が8年続いており、当年度の分譲価格で未分譲地を完売できたと仮定した場合の試算でも、多額の損失が見込まれ、独立採算制が基本とされている公営企業として維持・継続する意義は極めて乏しくなっている。

また、平成24年度からは、土地造成事業としては15年ぶりの着手となる産業団地の整備を寺家地区において東広島市と共同で進めており、先般、県と市で覚書が交わされたところであるが、この事業について、採算性の確保が不透明な状況にあり、今後の経営が一層厳しくなる可能性がある。

本会計の在り方については、今後の本県の財政運営に大きな影響を与えるものであり、第三セクター等改革推進債の活用や平成26年度予算及び決算から適用される地方公営企業会計制度の見直しなどを勘案し、早急にその方向性を明らかにする必要がある。(土地整備課)

### 措置の内容

- 平成25年度に「土地造成事業会計に関する検証」を行い(平成26年2月公表)、①企業債償還の財源不足への対応 ②産業団地造成への関わり方の整理といった課題整理を行った。
- 今後、県全体での財源確保対策として、財政当局と手法、時期等について協議し、方針整理を進めるとともに、商工労働局等と連携を強化し、未分譲地の早期分譲による収入確保等に最大限取り組む。
- 産業団地造成への関わり方については、企業の立地ニーズを適切に踏まえ、県の産業施策や企業誘致などと整合性を図りながら、産業団地造成への関わり方(開発に伴うリスク軽減・分散手法を含む)について、関係部局や市町と協議を行い、土地造成事業のあり方(方向性)について年内を目途に方針整理を行う。

### 監査結果(意見)

#### 【イ 委託契約における履行確認について】

竜泉寺ダムの管理に要した経費については、受託者からの報告に基づき精算されることとなっているが、人件費等の経費について、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。精算額に誤りはなかったものの、適切な事務処理を行う必要がある。(水道課)

### 措置の内容

受託者から平成25年度の精算報告書の提出があったため、竜泉寺ダム管理事務所において、支出証拠書類(「給与支給内訳書」、「夏季一時金支給明細」、「年末一時金給与明細」等)に基づく履行確認を行った。

## 2 広島水道事務所(監査年月日:平成25年6月12日)

### 監査結果(指摘事項)

#### 【ア 郵便切手類の管理について】

郵便切手の受払いについて、監査日現在において郵便切手類出納簿(以下「出納簿」という。)の枚数と実際の郵便切手の枚数は一致していたものの、平成25年3月に使用した切手のうち2枚について出納簿への記載が漏れていたため、平成25年度当初の出納簿記載枚数と前年度末の出納簿記載枚数が一致していなかった。適正な管理に努められたい。

### 措置の内容

#### 【原因】

年度末の多忙時期に、使用枚数を出納簿へ誤記入し、これのチェックを怠っていた。

**【措置内容】**

郵便物の発送部通と郵便切手の使用枚数との確認を日々行い、出納簿への誤記入がないよう担当者及び副担当者等による複数人でのチェック体制を構築し、事務の適正化を図っている。

**監 査 結 果 (指摘事項)****【イ 請負工事における工事監督業務について】**

次の工事において、設計図書により義務付けられた工事完成図書が一部（電子成果品）未提出であるにもかかわらず、県の監督職員は、工事完成通知書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。

工事名	戸坂取水場中央監視装置等取替工事
根 拠	建設工事請負契約約款第 31 条 広島県土木工事共通仕様書（平成 22 年度）第 3 編 1 - 1 - 24 工事完成図書の納品 広島県企業局電子納品実施要領〔電気通信設備工事編〕 5.12 電子媒体の原本性の確保

**措 置 の 内 容****【原因】**

完成図書を含む契約関係書類の重要性に関する認識不足。

**【措置内容】**

工事目的物のみならず、関係書類の整備は品質確保の上でも重要なものであり、完成通知書の受理に当たっては、提出書類をチェックシートにより確認することを周知した。引き続き、適正な工事執行に向け指導を徹底する。

**3 水質管理センター（監査年月日：平成 25 年 6 月 12 日）****監 査 結 果 (指摘事項)****【委託業務の事務処理について】**

次の委託契約において、契約書に定める業務完了通知（平成 24 年度）を受けていなかった。また、契約書に定めるところの年度ごとの委託料の額の確定及び書面による受託者への通知を行っていなかった（平成 23 年度、平成 24 年度）。適正な事務処理に努められたい。

契約名	三ツ石浄水場等水質検査業務委託（平成 23～25 年度）
-----	------------------------------

**措 置 の 内 容****【原因】**

- ・業務完了通知については、これまで提出され適正に処理されていたが、平成 24 年度末においては、提出されているものと思ひこみ確認漏れになってしまった。
- ・額の確定及び書面による通知については、契約書内容の把握不足によるもので、契約額の変更協議通知により通知しているものと思ひ違いをしていた。

**【措置内容】**

- ・業務完了通知については、検査調書作成時に必ず添付されていることを確認するよう、所属内で再確認し、担当者も含め周知徹底することとした。
- ・契約書の内容について、職場内で再確認を行い、額の確定及び書面による通知を行うこととし、通知の

履行漏れがないよう担当者及び副担当者等による複数人でチェックすることとした。

**【病院事業局】**

**1 病院事業局（監査年月日：平成 25 年 8 月 7 日）**

**監 査 結 果（指摘事項）**

**【長期未納（過年度分）について】**

次の収入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成 24 年度決算額]		参 考 [平成 23 年度決算額]	
1	医業未収金（移管病院分）	35 人	1, 292, 310 円	43 人	1, 613, 310 円
2	医業外未収金（移管病院分）	1 人	160 円	1 人	160 円
3	その他未収金（行政財産明渡訴訟賠償金等）	4 人	16, 451, 580 円	3 人	16, 442, 310 円

（注）医業未収金（移管病院分）及び医業外未収金（移管病院分）は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだものである。

**措 置 の 内 容**

区分		未納額 (平成 26 年 8 月末)	全額納入額 (平成 26 年 8 月末)	部分納入額 (平成 26 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 8 月末)
1	医業未収金	28 人 1, 096, 500 円	1 人 70, 000 円	0 人 0 円	6 人 125, 810 円
2	医業外未収金	1 人 160 円	0 人 0 円	0 人 0 円	0 人 0 円
3	その他未収金	0 人 0 円	2 人 39, 510 円	0 人 0 円	2 人 16, 412, 070 円

（注）監査指摘額に対する平成 26 年 8 月末現在の人数及び未収金額。

**1 及び 2 について**

滞納債権については、平成 24 年度から司法書士法人への委託を行うことにより回収に努めているところである。

また、平成 25 年度においては、6 人 125, 810 円について回収不能と判断し、権利放棄を行ったところであるが、債務者が所在不明となっている案件など、回収努力を行ったにもかかわらず回収が困難な債権については、権利放棄により債権整理を行っていく。

**3 について**

債務者 2 法人ともに解散し営業実態がなく資産もないことから、債権回収が不可能であるため、権利放棄を行った。

2 県立広島病院（監査年月日：平成26年2月6日）

**監査結果（指摘事項）**

**【ア 長期未納（過年度分）について】**

医業収益（診療収入）等において、長期未納（過年度分）となっているものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（過年度分） [平成25年12月末現在]		参考 前回監査時 [平成23年12月末現在]	
医業未収金（個人負担分）	1,095人	122,781,760円	1,415人	139,925,579円
医業外未収金	4人	2,227,257円	4人	2,078,483円

**措置の内容**

区分	未納額 (平成26年8月末)	全額納入額 (平成26年8月末)	部分納入額 (平成26年8月末)	不納欠損処分額 (平成26年8月末)
1 医業未収金 (個人負担分)	936人 110,848,348円	159人 5,950,862円	163人 5,982,550円	0人 0円
2 医業外未収金	2人 148,587円	0人 0円	1人 9,440円	2人 2,069,230円

(注) 人数については、一部重複あり。

1 医業未収金（個人負担分）について

次の措置を講じることにより、長期未納を平成26年1月以降11,933,412円減少させた。

- 文書や電話等による納付指導
- 司法書士法人への債権回収の委託
- 専任の非常勤職員の訪問による納付指導
- 支払督促の実施

未納額に対して、引き続き徴収の取組を行うとともに、医事課と受付職員との連携を密にし、積極的に支払相談に応じる等、発生の未然防止に努める。

2 医業外未収金について

支払督促を行った結果、9,440円の部分納付があつた。また、法的措置を実施した債権で回収不能となつていた長期未納2,069,230円について、不納欠損処分を行った。

未納額に対しては、引き続き徴収の取組を行う。

**監査結果（指摘事項）**

**【イ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約において、契約書（業務仕様書）に定める次の書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	経費圧縮に係るコンサルタント業務委託（平成24年度）
提出すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務責任者及び担当者の「氏名、年齢、実務履歴書」の通知</li> <li>・ 業務実施報告書</li> </ul>

## 措置の内容

### 【原因】

仕様書に定める書類が受注者から提出されているかを確認する体制が十分でなかったこと。

### 【措置内容】

監査による指摘後、受注者から「業務責任者及び担当者の通知書」及び「業務実施報告書」の提出を受けた。

また、提出を受ける必要がある書類の確認表を作成し、確認を複数人で行うなど体制を強化した。

## 監査結果(指摘事項)

### 【ウ 検査調書の作成について】

履行確認の金額が100万円以上の場合において、検査職員は、検査調書を作成する必要があるにもかかわらず、次の契約について、検査調書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	<ul style="list-style-type: none"><li>東芝血管撮影装置TSX-101A用X線管球交換</li><li>県立広島病院RR-7（ヒートチャラーポンプ）整備工事</li></ul>
根拠	支出マニュアル II 第3 14（2）（平成25年4月）

## 措置の内容

### 【原因】

検査職員による検査調書作成漏れと所属内でのチェック体制が十分でなかったこと。

### 【措置内容】

監査による指摘後、検査調書の作成を行った。

また、支出マニュアルや契約約款等を再確認するとともに、支払事務の手続きを行う際には検査調書の写しを付けることとし、確認を複数人で行うなど体制を強化した。



【教育委員会】

1 教育委員会事務局（監査年月日：平成25年8月6日）

監査結果（指摘事項）

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分）		参 考	
		[平成24年度決算額]		[平成23年度決算額]	
1	給与に係る返還金（教職員課）	2人	819,623円	1人	126,054円
2	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	6人	361,285円	6人	399,285円
3	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	238人	70,778,045円	261人	68,542,399円
4	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	23人	2,838,400円	39人	3,797,400円
5	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	506人	49,341,300円	547人	47,436,399円
6	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	9人	1,245,000円	11人	1,544,000円
7	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1人	33,527,445円	1人	33,647,445円
8	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1人	17,295,042円	1人	17,415,042円

**措 置 の 内 容**

区分	未納額 (平成26年5月末)	全額納入額 (平成26年5月末)	部分納入額 (平成26年5月末)	不納欠損処分額 (平成26年5月末)
給与に係る返還金 (教職員課)	1人 76,054円	1人 693,569円	1人 50,000円	0人 0円
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	4人 296,285円	2人 29,000円	4人 36,000円	1人 1円
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	189人 66,370,038円	49人 2,919,826円	26人 1,488,181円	1人 1円
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (高校教育指導課)	18人 2,658,900円	1人 1円	1人 1円	5人 179,500円
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	268人 32,654,500円	238人 8,150,900円	200人 8,535,900円	1人 1円
高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (高校教育指導課)	7人 1,073,500円	2人 65,000円	7人 106,500円	1人 1円
賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金 (高校教育指導課)	1人 33,407,445円	1人 1円	1人 120,000円	1人 1円
広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金 (高校教育指導課)	1人 17,175,042円	1人 1円	1人 120,000円	1人 1円

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

**【1 給与に係る返還金】**

- 1名 693,569円について、広島市教育委員会を通じて本人へ納付指導を行い平成25年12月13日に完納した。
- もう1名については、債務発生時から連絡が取れない状況が続いたが、平成25年7月に債務者と面談。その後債務者の希望により分納により納付させることとし、「分納誓約書」を平成25年12月に受理。平成26年1月から納入を開始。平成26年5月分までは概ね計画どおり納付されており、平成26年12月には完納の予定。  
今後も計画どおり納付されるよう引き続き指導を行う。

**【2 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金】**

修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めている。

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど、納入指導を徹底するとともに、長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。

**【3 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金】**

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して未納解消に取り組んでいる。

今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について詳細な把握に努めるとともに、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進を図る。

また、県担当者が市町担当者と同行又は単独で自宅訪問し直接指導するとともに、滞納者の個別の状況把握に努める。

**【4 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金】**

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して未納解消に取り組んでいる。

今後も、市町教委に協力を依頼し、継続した取組みを実施していく。

また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討するとともに、時効が完成していない者については、分割納入の指導を行っていく。

**【5 高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金】**

平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、これに基づく納入指導や督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。

平成19年7月に初めて1名（本人及び連帯保証人への再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない。）に対して、裁判所に支払督促の申立てを行った（現在分割償還中）。

平成20年12月には、償還対象者の増大に対応するため、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務について外部委託契約を締結し、平成21年1月から法的措置を除く回収督促業務を、同年2月から徴収業務（償還金の口座引落を導入）を実施している。

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、本人又は連帯保証人に対して、文書・電話による督促や自宅訪問による納付指導を徹底する。

併せて、返還できる資力がありながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。

**【6 高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金】**

未納者に対し、電話や文書等で指導を行い、回収に努める。

当該債務者の中には、戻入金に加え、貸出金償還金についても未納がある者があり、その者については、貸出金償還金について委託業者が行っている納付指導に対する反応などから状況を把握し、状況に応じた督促を行う。

また、退学や休学による奨学生の異動について、学校からの連絡が遅れることにより過誤納金が発生するケースが多いことから、学校に対し奨学生の異動について速やかに連絡するよう注意喚起の文書を発出している。

**【7 賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金】**

平成9年10月に公正証書（債務承認弁済契約書）を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付けで離職し、住居（寮）も退去させられたため、分納が中断した。以降、現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計しており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。

このため、平成19年3月18日に本人と面談し、定期的に連絡すること、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、収入に応じて可能な限りの額（現在は10,000円）を毎月納付することで合意した。

現在も毎月下旬頃に定期的に連絡を受けているが、平成26年5月29日時点で、生活の状況は変化していないとのことであった。

今後も、定期的に本人と連絡を取り、定職に就いた時点で返済計画について改めて協議する。

**【8 広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金】**

平成18年10月30日に更正保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、当面、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としていた。

その後、平成19年7月8日に本人と面談し、生活や収入状況を把握したところ、ある程度、安定的な状況であると認められたため、返済額を平成19年7月から毎月10,000円に増額した。

今年度については、4月3日に納付書を送付し、現在も滞りなく返済されている状況である。

今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

**監査結果(指摘事項)**

**【イ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約において、契約書に添付すべき特記事項及び仕様書が添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(高校教育指導課)

契約名	広島県高等学校共通学力テストに係る集計等業務(平成24年度)
根拠	「委託・役務業務の標準的な契約書等について」(平成23年1月25日付け会計管理部会計総務課長通知)4運用(3)

**措置の内容**

**【原因】**

契約書を施行する際に、正しく照合が行われていなかった。

**【措置内容】**

平成25年度分の契約では、適正に処理した。今後とも、適正な事務処理に努める。

**監査結果(指摘事項)**

**【ウ 補助金交付における実績確認について】**

次の補助金における事務処理について、一部に誤りのある実績報告書に基づいて額の確定をし、交付していた。補助金の一部返還を求めるなど、適正な事務処理に努められたい。(スポーツ振興課)

補助金名	高校生全国大会派遣費補助事業補助金(平成24年度)
------	---------------------------

**措置の内容**

**【原因】**

県高体連から提出された実績報告書について、生徒の人数、宿泊費単価等補助金算出根拠を誤っていたにもかかわらず、確認不十分のまま、補助金額を確定して交付した。

**【措置内容】**

平成25年度は、県高体連から提出された交付申請書と、これに添付されている各学校から県高体連に提出された交付申請書の写しと突合(実績報告時も同様)を複数名で行うなど、組織全体でのチェック体制を強化した。

なお、過大交付となっていた補助金額については、2月17日に県高体連へ返還を求め、2月28日に返還されている。

## 監 査 結 果 (意 見)

### 【譲渡特約付賃貸借契約における建物の取得について】

教育委員会においては、500万円未満の建築物の工事については事務の委任を受けている。一方、これを超えるものについては営繕課による請負工事契約で行うこととされており、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有する営繕課の職員が行っているところである。

県立高校では、昨年度、部室の用に供する軽量鉄骨造の建物を短時間で数多く整備するため、リース会社と譲渡特約付賃貸借契約を締結し、1週間程度の賃貸借期間満了後に当該建物の譲渡を受けるという新しい手法を採ったところである。

しかし、この契約方法は、営繕課による請負工事契約によらない方法であるため、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有しない職員により行われており、適切な検査ができていないおそれがある。

また、営繕課による請負工事契約であれば、不動産取得税は非課税となるところ、この契約形態では当該建物を取得するリース会社に不動産取得税が課税される可能性があり、その場合は譲渡価格に転嫁され、営繕課による請負工事契約よりも費用が割高になるおそれがある。

こうした問題点を踏まえて、今後は、改めて、専門的知識を有する職員による完成確認の検査を徹底するとともに、営繕課など関係部局と連携して、短期間に整備する必要のある営繕工事のあり方について検討する必要がある。(施設課)

## 措 置 の 内 容

今回整備した26校31棟の部室は、構造や内外壁が共通仕様のプレハブ工事内容としているため、業者の施工能力に左右されにくく、一定水準以上で完成が見込まれ、施設課は詳細設計、学校は発注から建物の完成確認・取得と役割分担したなか、適切な完成確認の確保に関しても様々な方策をとった。

まず、工事面では、部室を同一水準以上で完成させるため、契約直後は詳細設計内容について、工事着手後は施設課が施工状況を随時確認して判明した問題点や対応策について、共通認識を確保するため、全受注業者が一堂に会する打合せ会議をそれぞれ開催し、適切な建物整備となるよう留意した。

また、契約面では、完成報告時に受注業者の自社検査結果を報告させ、施設課から営繕工事に準じた内容で確認の具体手順を示した資料を学校に提供し、学校が確認するというダブルチェックとともに、受注業者には2年間のかし担保責任を課し、期間内に問題が発見された場合も手直し可能としている。

さらには、施設課へ提出された26校の建物完成の図面や写真により、適切に完成していることを確認している。

施設課で完成の現地確認を行っていない7校8棟については、監査意見を踏まえ、専門的知識を有する施設課職員を派遣し、工事担当職員に適切な完成確認方法を指導助言するとともに、すべて概ね適切に完成していることを平成25年11月15日までに確認した。

今回の整備は、県立学校の耐震化対策の加速化を県の関係機関が一丸となって取り組む中、さらなる前倒しを図る観点で教育委員会と学校が取り組んだもので、今後はこうした手法による整備の予定はないが、学校執行工事における完成検査が適切かつ円滑に実施できるよう、引き続き、工事担当者の資質向上を図るとともに、学校からの支援要請を適切にサポートして参りたい。

また、短期間での施設整備を必要とする案件が見込まれる場合、その整備手法や対応方法については、営繕課など関係部局とも十分に連携を図りながら今回の意見も踏まえつつ検討を行っていく。

## 2 福山少年自然の家（監査年月日：平成 26 年 1 月 31 日）

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>					
<p><b>【委託契約における履行確認について】</b>            次の委託契約において、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額とすることになっているが、委託料の確定にあたり裏付けとなる支出証拠書類などを提出させることとなっておらず、履行確認が不十分であった。            また、受託者から提出された委託金収支決算書に、委託業務の対象経費として認められない経費が計上され、それに基づく額の確定が行われていた。改めて精算を行うなど、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">契約名</td> <td>広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運営業務（平成 24 年度）</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運営業務委託仕様書 8 及び 11</td> </tr> </table>		契約名	広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運営業務（平成 24 年度）	根 拠	広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運営業務委託仕様書 8 及び 11
契約名	広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運営業務（平成 24 年度）				
根 拠	広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運営業務委託仕様書 8 及び 11				
<b>措 置 の 内 容</b>					
<p><b>【原因】</b>            委託業務の額の確定方法について誤認していた。            委託業務の対象経費について誤認していた。</p> <p><b>【措置内容】</b>            受託者に対して委託事業の対象経費について改めて説明し、委託金収支決算書及び支出証拠書類の提出を求め、委託料の確定額を変更した。その結果生じた差引過払額の 33,442 円を戻入させることとし、受託者に対して平成 26 年 6 月 26 日付けで戻入するよう通知した。            担当者は委託契約に係る事務処理について、会計マニュアル等を熟読して理解の徹底を図り、所属内でその内容を共有して、組織全体でのチェック体制を強化するとともに、必要な書類の提出・提示を求めるなど、額の確定の適正化に努めるよう当該機関を指導した。</p>					

## 3 県立呉三津田高等学校（監査年月日：平成 25 年 5 月 10 日）

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>			
<p><b>【ア 郵便切手の取扱いについて】</b>            郵便切手を使用する際は、その実施の確認を使用職員以外のものが行うべきであるが、事務室内での使用にあたり、使用職員自らが実施の確認を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">根 拠</td> <td>郵便切手等の管理について（平成 23 年 12 月 22 日付け 教育委員会事務局総務課長通知）</td> </tr> </table>		根 拠	郵便切手等の管理について（平成 23 年 12 月 22 日付け 教育委員会事務局総務課長通知）
根 拠	郵便切手等の管理について（平成 23 年 12 月 22 日付け 教育委員会事務局総務課長通知）		
<b>措 置 の 内 容</b>			
<p><b>【原因】</b>            当該通知の内容を十分に理解していなかった。            相互チェックについての考え方が適正でなかった。</p> <p><b>【措置内容】</b>            平成 23 年 12 月 22 日付け総務課長通知に基づく郵便切手等の管理についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。</p>			

### 監査結果(指摘事項)

#### 【イ 委託契約における検査の実施について】

次の委託契約において、検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	昇降機保守点検業務委託契約（平成 24・25 年度）
	電気設備保安管理業務委託契約（平成 24・25 年度）
根拠	支出マニュアル（平成 25 年 4 月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第 3 の 14

### 措置の内容

#### 【原因】

契約を伴う場合に必要な伺い事項について、認識が十分でなかった。  
複数者による確実なチェックが欠落していた。

#### 【措置内容】

地方自治法等に基づく検査及び履行確認についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。

### 監査結果(意見)

#### 【譲渡特約付賃貸借契約における建物の完成確認について】

部室の用に供する建物を整備するためにリース会社と譲渡特約付賃貸借契約を締結し、7日間の賃貸借期間満了後に当該建物の譲渡を受けているが、契約に定める完成確認のための検査は学校職員により行われていた。

500万円以上の建築物の新築工事については、通常、営繕課の工事により行われ、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有する職員が行っているところである。

当該契約は、営繕課による請負工事契約によらない方法であるが、最終的には500万円以上の建築物を県が取得していることから、営繕課の工事に準じ、仕様書や設計図書等に適合しているかどうかの確認に際しては、建築に係る専門的知識を有する職員による検査が必要であり、本庁施設課に協力を求めるなど、改めて完成確認の徹底を実施する必要がある。

### 措置の内容

平成 25 年 10 月 2 日（水）、建築に係る専門的知識を有する施設課職員が改めて完成確認を行い、当該建築物が仕様書や設計図書等に適合していることを確認した。

4 県立可部高等学校（監査年月日：平成 25 年 6 月 6 日）

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【行政財産の使用許可について】**

次の行政財産の使用許可について、行政財産使用許可申請書には正しく記載されていたにもかかわらず、使用数量を誤り、行政財産使用料を過大に徴収していた。適正な事務処理に努められたい。

申請内容（数量）		電柱 2 本、支柱 1 本、支線 3 条
誤った 許可内容	数 量	4 本
	使用料（年額）	4,840 円
正当な 許可内容	数 量	電柱 2 本、支柱 1 本、支線 3 条
	使用料（年額）	2,420 円（現況地目：山林）
使用許可期間		平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

申請内容（数量）		電柱 6 本、支柱 1 本、支線 3 条
誤った 許可内容	数 量	7 本
	使用料（年額）	8,470 円
正当な 許可内容	数 量	電柱 6 本、支柱 1 本、支線 3 条
	使用料（年額）	7,260 円（現況地目：山林）
使用許可期間		平成 22 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで

根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 2 条別表第 2
-----	--------------------------

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

平成 20 年 3 月 26 日付けで申請の電柱 2 本、支柱 1 本、支線 3 条に係る行政財産の使用許可（使用許可期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）を、平成 20 年 4 月 1 日付けで行った際に使用料の算定を誤っていた。

また、平成 21 年 12 月 17 日付けで申請の電柱 6 本、支柱 1 本、支線 3 条に係る行政財産の使用許可（使用許可期間は平成 22 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで）においても、平成 21 年 12 月 25 日付けで行った際に使用料の算定を誤っていた。

以降、許可内容が間違っただけで事務処理を行い、使用料算定の再計算等の内容確認を行うことなく、前年度と同額の使用料を徴収していた。

**【措置内容】**

正当な使用料を確認したところ、12,100 円及び 5,140 円、合計 17,240 円を過大に徴収していた。

当該企業である中国電力株式会社広島北営業所に文書通知（H26. 3. 20）を行った。

現年度分（平成 25 年度）2,420 円及び 1,210 円、合計 3,630 円については、調定減額により対応し、過年度分（平成 21 年度～平成 24 年度）9,680 円及び 3,930 円、合計 13,610 円については、償還金、利子及び割引料の予算要求を行い、予算令達（H26. 3. 18）後、支出負担行為整理書兼支出調書を作成し、決裁後平成 26 年 3 月 31 日付けで支払いを行った。

ただし、平成 20 年度分（2,420 円）については、使用料支払日から 5 年を経過しており、時効が成立するため還付をしない。【地方自治法 236 条第 1 項及び第 3 項、民法 166 条 1 項】

再発防止のため、「公有財産の管理」の内容を事務室職員が再確認するとともに、調定調書作成及び決裁時に行政財産使用許可内容の再計算を実施する等、組織全体でのチェック体制を強化した。



5 県立加計高等学校（監査年月日：平成 25 年 7 月 1 日）

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>			
<p><b>【委託契約における事務処理について】</b>                      次の委託契約において、委託料の内訳及び支払条件・期日を記載した別紙が契約書に添付されることとなっているが、これが添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">契約名</td> <td>自家用電気工作物保安管理業務委託</td> </tr> </table>		契約名	自家用電気工作物保安管理業務委託
契約名	自家用電気工作物保安管理業務委託		
<b>措 置 の 内 容</b>			
<p><b>【原因】</b>                      当該委託契約の契約書添付の別紙の記載内容を変更した際に支払条件・期日を記載した箇所が欠落したが、それに気づかず契約書を作成し締結した。前例を踏襲する姿勢が細かな点検を怠り今回の事例を発生させた。また、事務室内のチェック機能も働かず見落としたままになっていた。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。</p>			

<b>監 査 結 果 (意見)</b>	
<p><b>【譲渡特約付賃貸借契約における建物の完成確認について】</b>                      部室の用に供する建物を整備するためにリース会社と譲渡特約付賃貸借契約を締結し、7日間の賃貸借期間満了後に当該建物の譲渡を受けているが、契約に定める完成確認のための検査は学校職員により行われていた。</p> <p>500万円以上の建築物の新築工事については、通常、営繕課の工事により行われ、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有する職員が行っているところである。</p> <p>当該契約は、営繕課による請負工事契約によらない方法であるが、最終的には500万円以上の建築物を県が取得していることから、営繕課の工事に準じ、仕様書や設計図書等に適合しているかどうかの確認に際しては、建築に係る専門的知識を有する職員による検査が必要であり、本庁施設課に協力を求めるなど、改めて完成確認の徹底を実施する必要がある。</p>	
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p>平成 25 年 10 月 7 日 (月)、建築に係る専門的知識を有する施設課職員が改めて完成確認を行い、当該建築物が仕様書、設計図書等に適合していることを確認した。</p>	

6 県立竹原高等学校（監査年月日：平成 25 年 5 月 9 日）

**監査結果（指摘事項）**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているが、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年 5 月現在]	参考 前回監査時 [平成 20 年 11 月]
定時制修学奨励金	1 人 23,000 円	2 人 167,000 円

※ 竹原高等学校の定時制課程は、平成 20 年度末で閉課程している。

**措置の内容**

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成 26 年 5 月末)	全額納入額 (平成 26 年 5 月末)	部分納入額 (平成 26 年 5 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 5 月末)
定時制修学奨励金	0 人 0 円	1 人 23,000 円	－人 ー円	－人 ー円

平成 23 年 11 月に提出された約定書を基に、連帯保証人である母親が分割納付してきた。ほぼ計画どおりに納付され、平成 25 年 9 月 5 日をもって完納済みである。

**監査結果（指摘事項）**

**【イ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約において、契約書に定める受託者から提出を受けるべき次の書類について、提出を受けていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	昇降機保守点検業務委託（平成 24・25 年度）
書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表</li> <li>・業務責任者を選任したことを通知する書類</li> <li>・法定資格者を選任したことを通知する書類</li> <li>・業務担当者を選任したことを通知する書類</li> </ul>

**措置の内容**

**【原因】**

契約担当者及び受託担当者において、書類が提出されていない又はしていないという認識がなかった。そのため、未提出であることの確認を怠ってしまった。

**【措置内容】**

契約書等の定めに基づき、今後、適切に事務処理を行うよう学校を指導した。

7 県立忠海高等学校（監査年月日：平成 25 年 8 月 30 日）

**監査結果（指摘事項）**

**【毒物及び劇物の管理について】**

毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では管理簿及び点検表を作成し、定期的に確認することになっている。当校では、塩酸や水酸化ナトリウム等の劇物を管理しているにもかかわらず、管理簿及び点検表が作成されておらず、定期的な確認も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）2 毒物劇物危害防止規定について（昭和 50 年 11 月 6 日薬安第 80 号薬監第 134 号厚生省薬務局安全課長・監視指導課長通知）
-----	--

**措置の内容**

**【原因】**

毒物及び劇物の適正な管理についての認識が欠落していた。

**【措置内容】**

在庫量の確認及び不要薬品リストを作成した。

管理簿の新様式を作成し、全ての薬品の在庫量を再度量り、この時点での残量を再確認し一覧にした。平成 25 年 12 月 3 日に高校教育指導課職員が学校を訪問し、改善状況が良好であることを確認した。

**監査結果（意見）**

**【毒物及び劇物の管理について】**

毒物及び劇物については、これまで、監査の指摘等により適正な管理を呼びかけ、教育委員会において、昨年度は、すべての県立高等学校に対し「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」の通知を出すなど再三注意喚起がなされてきたにもかかわらず、上記指摘のとおり管理簿すら作成されていなかったことは誠に遺憾である。

学校長は、毒物及び劇物の管理についての重要性を再認識するとともに、管理体制を再確認し、法律等に基づく厳格な管理を徹底していただきたい。

**措置の内容**

「毒物及び劇物管理点検表」、「忠海高校毒物・劇物一覧表」により適正に管理し、使用職員以外の教職員に対しても、毒物劇物の取扱いに関し、定期的な研修及び訓練を行う。

8 県立御調高等学校（監査年月日：平成 25 年 8 月 30 日）

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p><b>【毒物及び劇物の管理について】</b>            毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p> <p>ア 管理簿に記載された在庫量と、実際の在庫量が一致していないものがあつた。</p>	
根拠	毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>            理科の常勤職員（任期付職員）が 1 名しかおらず、500 本以上の薬品の管理を 1 名で確認させていたことにより、一覧表への在庫量の転記誤り、管理カードへの記入誤り（計算ミス）があることに気が付かなかつた。</p> <p><b>【措置内容】</b>            平成 25 年 7 月 29 日、30 日の 2 日間で、教務部の教員 4 名で全ての薬品の在庫量を再度量り、この時点での残量を再確認し一覧にした。また個々の薬品の使用の際は、その都度総括責任者が確認を行うこととし薬品管理カードへ確認欄を設けた。</p>	

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p>イ 管理簿と在庫量の整合について、定期的に確認し、総括責任者に報告するべきところ、実施されていなかった。</p>	
根拠	毒物劇物危害防止規定（平成 18 年 8 月 1 日制定御調高等学校）
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>            薬品の使用頻度が少ないため、学校薬剤師の訪問時には、管理状況等を確認していたが、規定に示している定期的な確認に対する認識が十分でなかつた。</p> <p><b>【措置内容】</b>            規定で定めたとおり、4 か月に 1 回確認するため、薬品管理確認記録簿を作成し、薬品管理カードと合わせて綴ることとした。平成 25 年 7 月 29 日、30 日に薬品の残量を再確認したため、平成 25 年 7 月 31 日に総括責任者及び管理責任者が確認した。</p>	

9 県立油木高等学校（監査年月日：平成 25 年 8 月 30 日）

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p><b>【ア 工事請負契約における事務処理について】</b>                      次の工事請負契約において、契約書に、図面、仕様書等の設計図書が添付されていなかった。このため、設計図書に基づく工程表等の提出を受けておらず、また、工事目的物の完成検査後、引渡書の提出も受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
工事名	平井農場法面改修工事（平成 24 年度） 平井農場法面整備工事（平成 24 年度）
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      担当者の工事請負契約事務の認識不足と、所属内の点検確認が十分でなかった。そのことにより、業者への指示ができなかった。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      再発防止のため、「入札・契約制度関係要綱」及び教育委員会施設課が通知している「建設工事の適切な執行について」を所属内で再度研修し、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有し理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。                      引渡書については請負業者に指示し提出を受けた。</p>	

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>	
<p><b>【イ 行政財産の使用許可について】</b>                      行政財産の使用許可を行っていた次の物件について、使用許可期間の満了後も設置されているにもかかわらず、更新申請の提出を受けておらず、使用許可の更新の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
使用許可物件	使用許可期間
路側式道路標識	平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
カーブミラー	平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
消防貯水池	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      担当者の行政財産使用許可事務の認識不足と、所属内の進捗管理が十分でなかった。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      期間更新手続きを完了した。                      財務会計システムより使用許可更新通知一覧表を打ち出し、許可申請ファイルの先頭に綴っておくことにより、所属内で共有し相互チェックを行うことで適正な業務の進捗管理を行った。</p>	

### 監査結果(指摘事項)

#### 【ウ 毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

(ア) 毒物又は劇物の保管場所には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については「毒物」の文字を、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。また、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤地をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管場所及び保管容器にこれらの表示のないものがあつた。

根拠	毒物及び劇物取締法第12条第1項、第3項
----	----------------------

### 措置の内容

#### 【原因】

管理者及び担当者の認識不足であつた。

#### 【措置内容】

定期的な確認を徹底する。

表示のなかつた保管場所及び保管容器には表示を行った。(H25.9.30完了)

### 監査結果(指摘事項)

(イ) 劇毒物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、管理簿に使用量の記載がされていないものがあつた。

根拠	「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)
----	---

### 措置の内容

#### 【原因】

管理者及び担当者の認識不足であつた。

#### 【措置内容】

毒物及び劇物の保管管理に携わる関係担当者に、今回の指摘事項を周知するとともに、適切な使用及び管理を行うよう指導の徹底を図つた。

管理簿と在庫量について4か月に1回確認することを徹底する。

### 監査結果(意見)

#### 【使用見込みのない毒物及び劇物の処分について】

教育課程の変更に伴い、使用されなくなつた毒物及び劇物が長期間保管されていた。今後、使用する見込みのない毒物及び劇物については、適切に処分する必要がある。

### 措置の内容

使用見込みのない毒物及び劇物について一部処分を行った。(H26.2.24完了)

今後、教育課程及び予算の状況により、随時処分整理する。

10 県立廿日市西高等学校（監査年月日：平成 26 年 2 月 17 日）

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>
<p><b>【ア 借受物品の管理について】</b> 借受物品について、次のとおり備品出納簿による記録管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 輪転謄写機 3 台について、借受期間の満了による返還及び新規の借受を記録していなかつた。</p>
<b>措 置 の 内 容</b>
<p><b>【原因】</b> 担当者の認識が不十分であつた。</p> <p><b>【措置内容】</b> 速やかに、返還及び新規借受に必要な書類を整え、平成 25 年 11 月 27 日に備品出納簿に記録した。</p>

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>		
<p>(イ) 複写機 2 台について、借受期間の延長を記録していなかつた。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 100px;">根 拠</td> <td>物品管理規則第 41 条</td> </tr> </table>	根 拠	物品管理規則第 41 条
根 拠	物品管理規則第 41 条	
<b>措 置 の 内 容</b>		
<p><b>【原因】</b> 担当者の認識が不十分であつた。</p> <p><b>【措置内容】</b> 速やかに、借受機関の延長に必要な書類を整え、平成 25 年 11 月 27 日に備品出納簿に記録した。</p>		

<b>監 査 結 果 (指摘事項)</b>		
<p><b>【イ 行政財産の使用許可について】</b> P T A が学校に設置している複写機について、設置場所に係る行政財産の使用許可の手続を行ってなかつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 100px;">根 拠</td> <td>広島県教育委員会公有財産管理規則第 21 条第 1 項</td> </tr> </table>	根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 21 条第 1 項
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 21 条第 1 項	
<b>措 置 の 内 容</b>		
<p><b>【原因】</b> 使用許可されているものと認識していた。</p> <p><b>【措置内容】</b> 速やかに、施設課へ連絡し、使用許可に係る手続を行った。平成 25 年 12 月 3 日付けで、施設課長から許可が通知され、直ちに申請者に許可通知を交付した。</p>		

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ウ 工事請負契約における事務処理について】**

次の工事請負契約において、工事の完成検査の結果を請負人に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	・広島県立廿日市西高等学校高圧受電設備改修工事（平成24年度） ・広島県立廿日市西高等学校管理棟階段長尺シート貼替工事（平成24年度）
根 拠	建設工事執行規則第41条第2項

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

対応済みと認識していた。

**【措置内容】**

監査の翌日に完成通知書を作成し、業者へ通知した。

**監 査 結 果 (意 見)**

**【庁舎の修繕に係る支出科目について】**

広島県立廿日市西高等学校体育館照明ランプ取替委託業務（平成24年度）において、その業務内容は建物の小修繕であることから、その支出科目は需用費が適当と考えられる。あらかじめ定められた支出科目の区分に従って予算執行に努める必要がある。

**措 置 の 内 容**

広島県予算規則に基づく歳出予算に係る節の区分についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。

**11 県立東高等学校（監査年月日：平成26年3月5日）**

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成25年11月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成22年5月]
修学奨励費貸付金 返還金	3人                      182,000円	0人                      0円

**措 置 の 内 容**

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成26年5月末)	全額納入額 (平成26年5月末)	部分納入額 (平成26年5月末)	不納欠損処分額 (平成26年5月末)
修学奨励費貸付金 返還金	2人    143,000円	1人    20,000円	1人    19,000円	一人    ー円



平成 24 年度滞納繰越分 3 人に対して、修学奨励金債権管理業務取扱要綱に基づいて、通知及び再度納入通知書を送付し督促を続けた結果、1 人は平成 25 年 12 月 24 日に平成 24 年分を全額返還し、平成 25 年度分も平成 26 年 3 月 26 日に完済した。もう 1 人については、本人から分割で納入したいという連絡が入り、毎月月末に返還中である。現在のところ毎月滞ることなく返還中である。引き続き分割で納入するよう取り組む。残りの 1 人については催告書を郵送して、督促中（同居の連帯保証人含む）であるが、連絡が取れていない。当時の様子を知る教員もおらず、現在の担任等と連携して、取り組んでいくと共に、法的処置等も考えていきたい。

### 監査結果(指摘事項)

#### 【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 次の委託契約において、処理する廃棄物の予定数量を記載した別紙が契約書に添付されることとなっているが、添付されていなかった。

契約名	広島県立東高等学校一般廃棄物処理業務（平成 24～25 年度）
-----	---------------------------------

### 措置の内容

#### 【原因】

契約時の事務担当者が長期継続契約について、契約書に関わる事務処理の認識が不足していた。また点検者等のチェック体制が不備であつた。

#### 【措置内容】

契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

### 監査結果(指摘事項)

(イ) 次の委託契約において、受託者から提出を受けるべき次の書類について、提出を受けていなかった。

契約名	受託者から提出を受けるべき書類
広島県立東高等学校一般廃棄物処理業務（平成 24～25 年度）	業務責任者について、受注者との雇用関係を証明する書類
広島県立東高等学校電気設備保安管理業務（平成 24～25 年度）	電気管理技術者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が確認できる書類

### 措置の内容

#### 【原因】

契約時の事務担当者が長期継続契約について、契約書に関わる事務処理の認識が不足していた。また点検者等のチェック体制が不備であつた。

#### 【措置内容】

契約書等の定めに基づき、今後、適切に事務処理を行うよう指導した。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

**【ウ 物品購入における事務処理について】**

平成 24 年度の物品購入における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 学校で保管されている納品書や請求書に日付が記載されていないものが見受けられたため、この点について物品納入業者への関係人調査により確認したところ、日常的に空白で提出しているとの回答があった。

また、納入業者と学校が同一の内容の請求書を保管しているにもかかわらず、両者で異なる日付が記入されており、学校で日付を記入していたと思われるものがあった。

根 拠

- ・物品検査の厳格化について（平成 22 年 3 月 25 日付け会計管理者通知）
- ・支出マニュアルⅡ・第 7 1（2）（平成 25 年 4 月）

### 措 置 の 内 容

**【原因】**

平成 24 年度の事務担当者が、日付が記載されていない納品書や請求書を受理していた。又、日付を記載するように業者へ依頼していなかったため、学校で日付のゴム印・収受印を押印していた。

**【措置内容】**

文書収受についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) 学校で保管されている請求書の日付が、納入業者の帳簿等と大きく相違し、納入業者の帳簿等の請求日によると、法律に基づく支払期限である請求日から 15 日以内に対価が支払われていないものがあった。

主な品目	支出額 (円)	請求書の日付		支払日
		学校保管	納入業者	
教育雑誌	6,347	H25. 1. 24	H24. 12. 2	H25. 1. 30
教育雑誌	3,337		H25. 1. 12	
教育雑誌	1,377	H24. 5. 2	H24. 4. 19	H24. 5. 10
教育雑誌	835	H24. 12. 10	H24. 10. 22	H24. 12. 17
教育雑誌	835	H25. 1. 28	H24. 11. 17	H25. 2. 1
教育雑誌	835	H25. 2. 19	H24. 12. 18	H25. 2. 25
教育雑誌	835	H25. 2. 19	H25. 1. 18	H25. 2. 25

※ 物品納入業者への関係人調査の結果判明したもの

根 拠

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条及び第 14 条

### 措 置 の 内 容

**【原因】**

平成 24 年度の図書担当者(司書)が、事務担当者へ連絡せずに業者に依頼、納品も業者が直接図書担当者へ納品をしていた。その後、納品書等の書類が事務担当者へ渡されてから事務処理をしていたため、支払期限が遅れた。

**【措置内容】**

文書収受についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。

また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく支払の時期についての理解の徹底を図るよう指導した。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(ウ) 規則等で定められた手続を行うことなく事前に物品を発注し、当該物品の納品が行われてから、事後に契約手続が行われていたものがあった。また、その一部については、複数回にわたって納品された物品を、事後に一括して発注・納品したとして事務処理が行われていた。

品 名	納入業者の書類による納品(売上)日	学校の電算処理上の契約日	学校の電算処理上の納品日	支出額(円)
教育雑誌	H24. 11. 2	H25. 1. 9	H25. 1. 24	9, 684
教育雑誌	H24. 11. 10			
教育雑誌	H24. 11. 15			
教育雑誌	H24. 11. 22			
教育雑誌	H24. 12. 15			
教育雑誌	H24. 12. 21			
教育雑誌	H25. 3. 5	H25. 3. 14	H25. 3. 21	3, 589
教育雑誌	H25. 3. 11			
教育雑誌	H25. 3. 13			
教育雑誌	H24. 4. 19	H24. 4. 25	H24. 5. 2	1, 377
教育雑誌	H24. 10. 19	H24. 11. 12	H24. 11. 19	835
教育雑誌	H24. 12. 19	H25. 2. 4	H25. 2. 15	835
教育雑誌	H25. 1. 19	H25. 2. 4	H25. 2. 15	835
文房具	H24. 8. 22	H24. 9. 11	H24. 9. 27	33, 810
教育法規	H24. 9. 28	H24. 10. 31	H24. 10. 31	14, 400
消耗品ほか	H24. 6. 29	H24. 7. 12	H24. 7. 23	4, 858
医薬品ほか	H24. 10. 9	H24. 10. 24	H24. 10. 31	11, 605
医薬品ほか	H24. 11. 5	H24. 11. 8	H24. 11. 12	6, 089
消耗品	H24. 11. 6		H24. 11. 12	1, 565
文房具ほか	H24. 8. 31	H24. 10. 24	H24. 10. 31	70, 434
鉢ほか	H24. 9. 29			
文房具ほか	H25. 1. 19	H25. 2. 4	H25. 2. 15	79, 987
文房具	H25. 1. 20	H25. 1. 23	H25. 1. 25	7, 000
書籍	H24. 8. 30	H24. 12. 10	H25. 1. 8	1, 975
書籍	H24. 9. 27			2, 611
書籍	H24. 10. 4			1, 197
書籍	H24. 11. 1			2, 871
書籍	H24. 11. 8			2, 493

※ 物品納入業者への関係人調査の結果判明したもの

根 拠	広島県物品管理規則第 10 条 地方自治法第 232 条の 3
-----	------------------------------------

### 措 置 の 内 容

**【原因】**

平成 24 年度の図書関係については、図書担当者(司書)が、事務担当者へ連絡せずに業者に依頼、納品も業者が直接図書担当者へ納品をしていたため、事前の入力ができず、事後処理となった。納品書等の書類が事務担当者へ数日後、まとめて渡されたものもあり、事後にまとめて事務処理をしたものもあった。また、入力を事務担当者が失念したものもあった。

**【措置内容】**

広島県物品管理規則に基づく適正な物品購入の徹底を図るよう指導した。

### 監 査 結 果 (意 見)

**【物品購入における事務処理の厳正化について】**

平成 24 年度の物品購入における事務処理については、上記指摘事項内で指摘のとおり、多くの不適正な事務処理が見受けられたところである。

関係規則や法令等に基づいた事務の執行に努め、納入業者に対して請求書等の日付の記入を徹底するとともに、複数の職員によるチェックを行うなど、物品購入における事務処理を厳正に行う必要がある。

### 措 置 の 内 容

適正な事務処理を行うこと及び職員相互のチェック機能を有効に働かせること並びに事務の進捗管理などについて指導した。

## 12 県立庄原実業高等学校（監査年月日：平成 25 年 5 月 22 日）

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

**【ア 借受物品の管理について】**

借受物品の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容	根 拠
複写機 3 台について、備品出納簿に記録していなかった。	物品管理規則第 41 条
複写機 2 台、自動体外式除細動器 (A E D) 及び情報教育用コンピュータシステム一式について、借受期間が満了し返還しているにもかかわらず、備品出納簿から削除していなかった。	

### 措 置 の 内 容

**【原因】**

借受物品の事務処理についての認識が不十分で、必要な手続きを取っていなかった。

**【措置内容】**

広島県物品管理規則に基づく物品の出納及び保管状況の記録管理の徹底を図るよう学校を指導した。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【イ 委託契約における事務処理について】**

次の委託契約において、契約書に添付すべき仕様書が添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立庄原実業高等学校一般廃棄物収集運搬処理業務（平成24・25年度） 広島県立庄原実業高等学校消防用設備等保守点検業務（平成24・25年度）
根 拠	「委託・役務業務の標準的な契約書等について」（平成23年1月25日付け会計管理部会計総務課長通知）4運用（3）

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

委託・役務業務事務についての知識が不十分で、標準的な契約書を作成していなかった。

**【措置内容】**

契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ウ 毒物・劇物の管理について】**

毒物及び劇物を管理する専用保管庫に、壁面等へ固定するなどの地震等の災害時に対応するための転倒防止措置が講じられていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第11条第2項
-----	------------------

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

管理の際、転倒防止に関する意識が低く、措置を講じていなかった。

**【措置内容】**

既存の専用保管庫で転倒防止策を講じていなかったものは壁面への固定を行った。

化学準備室の専用保管庫については、今回を機に、より適正な場所での保管をすることとし、併せて専用保管庫を新規購入し、固定を行った。

**13 県立戸手高等学校（監査年月日：平成26年3月5日）**

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ア 長期未納（滞納繰越分）について】**

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き、徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成25年11月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成21年6月]
高等学校使用料 (授業料)	1人 27,000円	2人 163,400円

**措 置 の 内 容**

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成26年5月末)		全額納入額 (平成26年5月末)		部分納入額 (平成26年5月末)		不納欠損処分額 (平成26年5月末)	
高等学校使用料 (授業料)	1人	21,000円	－人	－円	1人	6,000円	－人	－円

納入が滞っていた時期もあるが、現在は本人がおおむね毎月3,000円ずつ納入を継続中である。平成26年度中に全額完納できる見込みである。引き続き、学校に対して完納に向け納付指導を行う。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【イ 備品の管理について】**

次の備品について、備品出納簿により記録管理されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

名 称	テントほか5点
根 拠	広島県物品管理規則第41条

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

本来であれば、納品検査後、速やかに備品登録を行うべきであったが、発注時期の似通った購入物品が全て納品された後、一括登録業務で登録を行おうとしていたため入力が遅延した。

**【措置内容】**

広島県物品管理規則に基づく物品の出納及び保管状況の記録管理の徹底を図るよう学校を指導した。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【ウ 普通財産の貸付の更新に係る事務処理について】**

次の普通財産の貸付の更新に係る事務処理において、不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

貸付財産の明細	新市公舎内の電柱敷地（コンクリート柱3本・支線1本）
貸 付 期 間	平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(ア) 貸付期間が満了する日の1月前までに借受期間更新願を提出させる必要があるにもかかわらず、貸付期間の初日に提出を受けていた。

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第37条及び第46条
-----	----------------------------

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

貸付期間の確認が不十分であったため、更新希望の有無も確認ができておらず、定められた期日までに提出させていなかった。

**【措置内容】**

担当者において貸付許可一覧表を作成し、事務室内で情報の共有化を行った。貸付期間満了日の2か月前を目安に、相手方へ更新希望の有無を確認することとし、更新が必要な場合は、借受期間更新願の提出を促すこととする。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) 普通財産の貸付の更新時に借受期間更新願の様式で申請を提出させる必要があるにもかかわらず、行政財産の使用期間許可更新申請書の様式で提出された書類を受理していた。

根 拠

広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則第2条に基づく別記様式第24号

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

定められた様式を認識していなかったため、誤った書類を受理し処理事務を行っていた。また、事務室内のチェックも不十分であった。

#### 【措置内容】

次項(ウ)の対応時、相手方に対して正しい様式(別記様式24号)を示すとともに、今回経緯の説明を行い、再度の提出を依頼し受理した。併せて、事務室内で該当部分の条項を再確認した。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(ウ) 電柱の設置については、貸付期間が3年間以下のものに限って教育長から学校長に対し、貸付に係る事務が委任されているにもかかわらず、当該期間を超えて貸付期間の更新を行っていた。

根 拠

県立学校長に対する事務委任規程第2条

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

県立学校長に対する事務委任規程における行政財産の使用許可と公舎(普通財産)の土地の貸付許可を混同し、本来3年間以下で許可すべき案件を10年間で許可を行っていた。

併せて、所属内のチェック体制が不十分であった。

#### 【措置内容】

規程を超える許可をしていたため、相手方にその旨を説明し、合意の上で貸付期間を3年(平成23年4月1日から平成26年3月31日)と改めた許可訂正の通知を行った。

また、新たに平成26年4月1日から3年間の借受期間更新願(別記様式24号要件具備書類)の提出を求め、適切な期間で更新許可を行った。

併せて、所属内関係者で今回の件について研修を行った。

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【エ 物品購入等における事務処理について】

平成 25 年度の次の物品購入等にあたり、納入業者から納品書の日付が空白のまま受理しているものがあった。適正な事務処理に努められたい

主な品目	数 量	金 額
事務服 1 枚 事務服 1 枚 事務服 3 式	1 式	9,589 円
体育用品 3 個 体育用品 5 個 体育用品 10 個	1 式	42,471 円
楽器修理	1 式	7,350 円

根 拠	・物品検査の厳格化について（平成 22 年 3 月 25 日付け会計管理者通知）
-----	--

### 措 置 の 内 容

#### 【原因】

日付が入っているかの確認を怠り納品書を受領していた。

#### 【措置内容】

文書收受についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

## 14 県立因島高等学校（監査年月日：平成 25 年 8 月 30 日）

### 監 査 結 果 (指 摘 事 項)

#### 【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあった。その額は減少しているものの、徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年 6 月現在]		参 考 前 回 監 査 時 [平成 20 年 5 月]	
高等学校使用料（全日制授業料）	2 人	187,000 円	3 人	214,400 円
高等学校使用料（定時制授業料）	1 人	7,440 円	0 人	0 円

### 措 置 の 内 容

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成 26 年 5 月末)		全額納入額 (平成 26 年 5 月末)		部分納入額 (平成 26 年 5 月末)		不納欠損処分額 (平成 26 年 5 月末)	
高等学校使用料 (全日制授業料)	2 人	186,900 円	— 人	— 円	1 人	100 円	— 人	— 円
高等学校使用料 (定時制授業料)	1 人	7,440 円	— 人	— 円	— 人	— 円	— 人	— 円

平成 25 年度に学校及び教育委員会事務局職員が家庭訪問を実施し、1 人が 100 円を部分納入した。  
平成 26 年度は、学校及び教育委員会事務局職員が家庭訪問を実施し、経済状況を確認した。



**監 査 結 果 (指摘事項)**

**【イ 毒物及び劇物の管理について】**

劇物については、その容器及び被包に「医薬用外」の文字を表示するとともに、白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないにもかかわらず、保管容器にこれらの表示のないものや、汚損により表示が読み取れないものがあった。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項及び第 22 条第 5 項 毒物及び劇物取締法施行規則第 18 条の 2
-----	---

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

管理体制の不十分さから、使用量についてはチェックされていたが、在庫量の確認が行われておらず、表示のないものや読み取れないものについて専門業者による廃棄処理が行われていなかった。

**【措置内容】**

全毒物・劇物の在庫確認の上、管理台帳を整備した。劇物について表示を確認し、保管容器の表示が読み取れないものについては、業者による廃棄処理を平成 26 年 2 月 19 日に実施した。

**15 県立芦品まなび学園高等学校 (監査年月日：平成 25 年 8 月 30 日)**

**監 査 結 果 (指摘事項)**

**【長期未納 (滞納繰越分) について】**

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。法的措置を適切に実施するなど徴収の促進に努めるとともに、発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 25 年 6 月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 19 年 9 月]
定時制修学奨励金	1 人      140,000 円	0 人                      0 円

**措 置 の 内 容**

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成 26 年 5 月末)	全額納入額 (平成 26 年 5 月末)	部分納入額 (平成 26 年 5 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 5 月末)
定時制修学奨励金	1 人      28,000 円	— 人      — 円	1 人      112,000 円	— 人      — 円

本人から納入 (返還) 計画書を受け、計画通りではないが納入されている状況である。

納入が滞りがちなので、本人及び連帯保証人に電話、文書での納入依頼を行うとともに、本人の住所地が遠方 (県外) であることから、連帯保証人宅への家庭訪問を行っている。今後も納入が滞った場合は、連帯保証人宅へ出向く予定である。また、納入が 3 か月以上滞ることになれば、関係課と連携し、裁判所への支払督促手続を考える。

16 県立廿日市特別支援学校（監査年月日：平成 25 年 5 月 16 日）

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>	
<p><b>【ア 借受物品の管理について】</b>                      教室の確保のため、平成 23 年 9 月から仮設校舎を借り受けているが、借り受けた物品について備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	物品管理規則第 41 条
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      仮設校舎を備品登録しなければならないことを把握していなかった。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      監査後に備品登録を行った。</p>	

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>	
<p><b>【イ 委託契約の事務処理について】</b>                      次の委託契約において、事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。                      (ア) 契約書に定める受託者から提出を受けるべき次の書類について、提出を受けていないものがあつた。</p>	
契約名	昇降機（エレベータ）保守点検業務（2号機）（平成 24・25 年度）
書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務計画書、作業計画書及び緊急対応連絡表</li> <li>・ 業務責任者を選任したことを通知する書類</li> <li>・ 法定資格者を選任したことを通知する書類</li> <li>・ 業務担当者を選任したことを通知する書類</li> </ul>
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      受託者からの提出書類の確認を怠っていた。</p> <p><b>【措置内容】</b>                      契約書等の定めに基づき、今後、適切に事務処理を行うよう学校を指導した。</p>	

<b>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</b>	
<p>(イ) 検査職員が指定されていなかった。</p>	
契約名	昇降機（エレベーター）保守点検業務（1号機）（平成 24・25 年度）
契約名	昇降機（エレベーター）保守点検業務（2号機）（平成 24・25 年度）
根 拠	支出マニュアル（平成 25 年 4 月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第 3 の 14
<b>措 置 の 内 容</b>	
<p><b>【原因】</b>                      検査職員の指定を失念していた。</p>	

**【措置内容】**

地方自治法等に基づく検査及び履行確認についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。

### 17 広島県高等学校体育連盟（監査年月日：平成26年2月17日）

#### 監 査 結 果 (指摘事項)

**【補助金の実績報告について】**

補助金の実績報告について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

補助金名	高校生全国大会派遣費補助事業補助金（平成24年度）
内 容	補助対象経費の算定基礎となる全国大会に参加する生徒の人数、宿泊費単価の一部を誤って算定し実績報告を行ったため、県からの交付額が過大となっていた。

#### 措 置 の 内 容

**【原因】**

各高等学校から提出された実績報告書について、生徒の人数、宿泊費単価等補助金算出根拠を誤っていたにもかかわらず、確認不十分のまま、県教育委員会へ実績報告書を提出し、補助金の交付を受けた。

**【措置内容】**

平成25年度は、各高等学校から提出された交付申請書と、これに関わる根拠資料との突合（実績報告書も同様）を複数名で行うなど、チェック体制を強化した。

なお、過大交付となっていた補助金額については、2月28日に返還した。

【公安委員会】

1 警察本部（監査年月日：平成25年7月25日）

監査結果（指摘事項）

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成24年度決算額]		参 考 [平成23年度決算額]	
1	放置違反金（交通指導課）	2,595人	36,864,000円	2,690人	39,130,340円
2	損害賠償金（監察官室）	1人	70,000円	1人	90,000円

措置の内容

区 分	未納額 (平成26年7月末)	全額納入額 (平成26年7月末)	部分納入額 (平成26年7月末)	不納欠損処分額 (平成26年7月末)	減額調定額 (平成26年7月末)
放置違反金 (交通指導課)	1,514人 21,153,251円	803人 11,042,980円	119人 478,022円	270人 4,072,747円	8人 117,000円
損害賠償金 (監察官室)	1人 70,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

※ 放置違反金の減額調定額とは、反則金納付による放置違反金の命令取消をいう。

【交通指導課】

1 放置違反金について

長期未納者に対する催告及び滞納処分を行った結果、放置違反金の長期未納（滞納繰越分）は、平成26年7月末現在で、

- 1,514人
- 21,153,251円

と、滞納総額で約42.6%縮減させている。

2 取組状況について

(1) 徴収促進対策

ア 滞納者管理

滞納者情報をデータベースにより管理し、滞納者の所在・財産調査、催告及び滞納処分を効率的に実施した。

イ 催告の実施

ボーナス支給時期及び年度末に一斉催告を行い、早期納付を促した。また、強い催告意思を視覚に訴えるカラー用紙による催告を実施した。

ウ 臨戸徴収の実施

長期未納者等に対する臨戸（徴収職員が訪問）により、所在調査及び現金徴収等を行った。

エ 滞納処分の執行

多種多様な債権に着目し、財産調査を徹底して、滞納者に対する法的措置として滞納処分を執行し、強制徴収を行った。

オ 徴収技術・能力の向上

徴収職員を各種研修に参加させ、徴収実務の習得、実務能力の向上を図った。

(2) 長期未納の発生防止対策

ア 滞納者との早期折衝

- ・ 住基ネット等を活用し、所在不明者の転居先等の早期把握に努めた。
- ・ 督促状の納付期限日における電話催告を実施した。

- ・ 時差出勤による夜間電話催告を実施した。
  - ・ 電話連絡不能の滞納者に対しては、催告状を送付した。
- イ 車検拒否制度及び滞納処分の周知  
催告等の機会を通じて車検拒否制度及び滞納処分の周知を図り、早期納付を促した。

**【監察官室】**

残額が 70,000 円(平成 23 年 3 月 10 日調定)となっている本債権について、請求を行ったところ、千葉県内で逮捕勾留されている納入義務者から、平成 25 年 11 月 29 日付け(平成 25 年 12 月 4 日着)で返信があり、未納であるなら今後刑務所から出所する際の報奨金で納入する意思はある旨の記載があった。

同人は、平成 26 年 7 月 3 日現在、千葉刑務所内の拘置所に収監中であり、裁判の終結後いずれかの刑務所に移送されると思われる。よって、刑事裁判の動向を注視しつつ、時効とならないよう督促等を行い引き続き納入を求める。

**監 査 結 果 (指 摘 事 項)**

**【イ 道路標識工事の監督業務について】**

警察本部が発注する工事については、工事の共通仕様書等では適正な産業廃棄物処理を確認するため、請負業者から産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの提出を受け、内容の精査等の確実なチェックをすることとなっている。しかし、次の工事においてはこれを十分行わず、法令に反して作成された産業廃棄物管理票(マニフェスト)を受理していた。

この事案において、請負業者は無許可の業者に産業廃棄物の収集運搬業務を委託し、また、収集運搬業者及び処分業者と書面による契約も締結していなかったが、警察本部はこれを確認できていなかった。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)

工事名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尾道松江自動車道(口和 I C～高野 I C間)可変式速度規制標識設置工事(平成 24 年度)</li> <li>・ 尾道松江線(高野 I C～島根県境間)可変式速度規制標識設置工事(平成 24 年度)</li> </ul>
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 路側道路標識工事監督業務マニュアル 4 (3) 交通信号機等工事共通仕様書第 5 の 8 の (16)

**措 置 の 内 容**

**【原因】**

産業廃棄物処理に関する知識が不十分であったため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの提出を受けた際、精査等の確実なチェックを十分に行わないで受理した。

この事案において、請負業者が許可を有する業者に産業廃棄物の収集運搬業務を委託し、また、収集運搬業者及び処分業者と書面による契約を締結するものと過信したため、これを確認しなかった。

**【措置内容】**

再発防止のため、全所属に今回の指摘事項を周知するとともに、産業廃棄物適正処理講習会受講者が各担当者に対して適正な事務処理についての指導を行った。

さらに、各担当者から請負業者に対して、許可を有する業者に産業廃棄物の収集運搬業務を委託すること、収集運搬業者及び処分業者と書面による契約を締結することを指導し、適正な事務処理を行った。

### 監 査 結 果 (意 見)

#### 【捜査報償費執行の適正化について】

警察署の課長が、捜査協力者に支払うべき捜査報償費について、自ら又は部下に命じて虚偽の支払伝票や領収書を作成する方法で横領するなど、不適正に執行していた事案があった。これに関して、警察本部では、本事案のように、中間交付者（警察本部は課長補佐、警察署は課長等）が捜査報償費を執行した場合のチェック機能の強化などの再発防止策を掲げたところであるが、今後は、その具体的取組を進め、捜査報償費の適正な執行に努めていただきたい。（会計課）

### 措 置 の 内 容

#### 1 再発防止策

平成 25 年 7 月 8 日付けで、中間交付者が捜査諸雑費を執行した場合には、都度、取扱者等に報告させ、取扱者等に執行内容を確認させるように改め、チェック機能を強化した。

#### 2 指導教養の徹底

捜査員に対しては、捜査費を私的に流用することは犯罪であり、警察に対する国民（県民）の信頼を根本から損ねる重大な背信行為であることを、所属における集合・随時の教養、警察本部による警察署に対する巡回教養、また、監査時における聞き取り調査など、機会あるごとに教養を実施している。

#### 3 業務管理の徹底

所属長を始めとする捜査幹部に対しても、警察署長会議や県下課長会議などの席上、総務部長や会計課長が身上把握と執行実態を含む業務管理の徹底により、この種事案の防止に万全を期すよう指示を行っている。

#### 4 検証結果

昨年 9 月から全所属を対象に実施した会計監査において、上記指示等の浸透状況を検証した結果、いずれの所属も指示が遵守されていた。

## 2 広島南警察署（監査年月日：平成 25 年 4 月 22 日）

### 監 査 結 果 (指摘事項)

#### 【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年 4 月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 19 年 9 月]
違法駐車車両移動措置負担金	1 人            12,000 円	3 人            48,000 円

### 措 置 の 内 容

区 分	未納額 (平成 26 年 7 月末)	全額納入額 (平成 26 年 7 月末)	部分納入額 (平成 26 年 7 月末)	不納欠損処分額 (平成 26 年 7 月末)	減額調定額 (平成 26 年 7 月末)
違法駐車車両	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
移動措置負担金	0 円	0 円	0 円	12,000 円	0 円

本件は、平成 15 年 12 月 28 日指定駐車禁止違反により車両移動措置を行い、当日、車両の返還及び負担金の納入通知を実施したものであるが、監査時点において未回収の債権であった。

措置として、平成 15 年 12 月 28 日に反則切符告知及び移動措置負担金納入通知を行った以降、自宅及び携帯電話に架電、催促状の送付、年数回の運転免許証更新状況確認、また、運転免許証記載の住所地や本籍地に、他県警の応援を受けて身上照会・調査確認を数回行ったが、応答がなく、また、いずれも所在不明・該当者不明との回答であり、本人と連絡がつかない状況であった。（平成 19 年 8 月 6 日には、運転免

許証が更新されず失効)

また、平成 24 年 8 月には、住所地の大阪市に対し、国税徴収税法第 141 条に基づく財産関係照会を実施したが、不動産・所得・所得税控除・給与支払者・扶養親族等についても該当者なしとの回答であった。

未回収債権について、長期にわたり徴収の促進を実施したが、平成 20 年 12 月 25 日、督促状の公示送達を実施しており、平成 25 年 12 月 26 日をもって金銭債権が消滅した。

### 3 東広島警察署（監査年月日：平成 26 年 3 月 5 日）

#### 監 査 結 果 (指摘事項)

##### 【委託契約における事務処理について】

次の委託契約における事務処理において、契約に基づき、業務の実施前に提出すべき業務計画書が、業務開始から半年後に提出されていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	東広島警察署昇降機保守点検業務委託(平成 24, 25 年度)
-----	---------------------------------

#### 措 置 の 内 容

##### 【原因】

発注者・受注者共に、契約書の約款の確認を失念していたため、業務の実施前に提出すべき業務計画書が業務開始から半年後に提出されることとなった。

##### 【措置内容】

契約書、特に約款の内容を熟読し、内容の確認を確実に行うとともに、長期継続契約の入札日は業務開始の 1 か月程度前に設定する等、業務を計画的に行うこととした。

また、所属内で情報を共有することによりチェック機能を強化した。